

令和 7 年第 3 回取手市議会定例会提出予定議案説明記録

実施年月日	令和 7 年 8 月 2 8 日
実施方法	オンライン会議システム「Z o o m」

○市長（中村 修君） それでは、議案第 40 号から第 47 号までの 8 件を一括いたしまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第 40 号、取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。本件につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度が創設されたことに伴い、内閣府令で定められた基準を踏まえて、本市における当該事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、今回新たに制定するものであります。

議案第 41 号、取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、文部科学省が策定している、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを踏まえ、本市における不登校重大事態の対処について、学校主体で調査及びその手続を明確化するほか、取手市いじめ問題専門委員会の部会及び臨時委員に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第 42 号、町の区域の変更についてであります。本件につきましては、取手駅北土地地区画整理事業の施行に伴い、町の区域の変更を行う必要があることから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 43 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 12 億 9,377 万 8,000 円を増額し、予算総額を 524 億 7,769 万 2,000 円とするものであります。補正予算の主な内容は大きく 2 点ございます。まず 1 点目は、とりでっ子応援ギフトカード給付事業であります。国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、高校生年代以下の子どもがいる世帯に対し、子ども 1 人当たり 6,000 円分のギフトカードを給付し、物価高騰に対する生活支援を行います。2 点目は、安全安心なまちと未来を見据えた環境整備であります。戸頭消防署非常用発電機改修工事と J アラート受信機の更新に必要となる経費を計上しております。そのほか、令和 6 年度の国県負担金や補助金の実績額が確定したことに伴う補正額、令和 6 年度の繰越金の確定に伴う補正額などを計上しております。

議案第 44 号、令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,500 万円を増額し、予算総額を 6 億 9,234 万 4,000 円とするものであります。主な補正内容につきましては、取手駅北地区建築物整備事業に要する経費において、取手駅西口 A 街区複合公共施設基本計画策定等支援業務委託料の増額を計上しております。

議案第 45 号、令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5 億 6,444 万

8,000 円を増額し、予算総額を 103 億 4,078 万 6,000 円とするものであります。主な補正内容につきましては、財政調整基金への積立金及び令和 6 年度国民健康保険事業特別会計精算による一般会計への繰出金の増額を計上しております。

議案第 46 号、令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,465 万 2,000 円を増額し、予算総額を 40 億 6,069 万 4,000 円とするものであります。主な補正内容につきましては、令和 6 年度後期高齢者医療特別会計繰越金を一般会計へ繰り戻す繰出金の増額を計上しております。

議案第 47 号、令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5,818 万 1,000 円を増額し、予算総額を 96 億 4,299 万 7,000 円とするものであります。主な補正内容につきましては、前年度繰越金、令和 6 年度介護保険特別会計精算による一般会計への繰出金の増額を計上しております。

次に、報告第 7 号から第 8 号までの 2 件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第 7 号、令和 6 年度取手市健全化判断比率についてであります。本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率 4 指標の数値を報告するものであります。なお、4 指標のいずれにつきましても、早期健全化基準には該当しない結果となっております。

報告第 8 号、債権の放棄についてであります。本件につきましては、取手市債権管理条例の規定に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種費に係る私債権を令和 6 年度中に放棄しましたので、同条例の規定に基づき報告するものであります。

次に、認定第 1 号から第 7 号までの 7 件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

認定第 1 号、令和 6 年度取手市一般会計決算の認定についてであります。令和 6 年度は新たに策定したとりで未来創造プラン 2024 の初年度に当たることから、本計画に描いた未来の取手に向かう飛躍の年とするため、市民生活を守る施策に取り組むとともに、取手市が将来にわたって発展していけるよう、事業展開を図ってまいりました。決算の特徴については予算の重点項目に従い報告いたします。

まず、「快適で利便性の高い都市空間づくり」として、取手駅北土地区画整理事業において、交通結節点となる交通広場及び主要な道路交通網の整備を行いました。桑原地区の整備についても、早期事業化に向けた関係機関協議や準備組合への支援を継続しました。

次に、「魅力の創造と発信」では、シティプロモーションサイトのリニューアルや、とりで利根川大花火の打ち上げ数増発、住宅取得補助の実施、新婚生活への経済的な支援などを行い、市のイメージアップ、新婚世帯や子育て世帯などの移住・定住につなげました。

次に、「未来をつくる世代を育むまちづくり」では、取手市こども計画の策定、妊娠婦や子育て女性の健康づくりなど、さらなる子育て環境の充実を図りました。また、教育においては、市内全小中学校へのコミュニティ・スクールの導入や、給食費負担軽減事業の実施、さらには、白山小学校の長寿命化改良工事や、高井小学校の校舎増築工事を行うなど、児童生徒の安全かつ快適な学習環境の充実を図りました。

次に、「健康でいきいきとした社会の実現」では、障がい者等の重度化・高齢化が進む社会情勢を見据えた基幹相談支援センターの設置、とりかめくん誕生10周年記念のイベントの開催など、市民のウェルビーイングにつながる事業を展開しました。

次に、「安全安心なまちと未来を見据えた環境整備」では、ふれあい道路の維持工事や道路改良工事を実施したほか、藤代庁舎照明LED化事業をはじめとした地球温暖化対策事業を多角的に推進しました。

最後に、「持続可能な地域社会の構築」では、保育施設入所申請のオンライン化や、母子健康手帳アプリの導入により、市民サービスのさらなる向上・業務の効率化を推進いたしました。

以上、令和6年度一般会計の認定に当たりましてその概要を申し上げましたが、予算の執行状況及び事業の成果などにつきましては、御手元に配付してございます決算書及び決算報告書により御審査いただきますようお願いを申し上げます。

認定第2号、令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定についてであります。初めに、本市の顔づくりとなる取手駅西口地区の都市整備事業につきましては、皆様の御理解と御協力により、区画整理事業による都市基盤整備と土地利用推進との一体的なまちづくりを進めているところでございます。区画整理事業につきましては、令和6年度は駅前交通広場整備工事を行い、7月30日には新しい取手駅西口交通広場の供用を開始いたしました。さらにはA街区の造成工事を実施し、これにより令和6年11月に事業施行区域内全ての宅地造成工事を完了及び使用収益開始へと至りました。今後とも皆様の格別な御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

認定第3号、令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてであります。令和6年度は、国保財政の安定的運営を図るため、収納率向上に向けた対策の強化とともに、医療費の抑制効果の高い生活習慣病を中心とした疾病予防を重視するため、特定健康診査等の受診率向上の取組を行いました。

認定第4号、令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。後期高齢者医療保険料は、医療費の動向などを踏まえて2年ごとに見直され、令和6年度からは、均等割額と所得割率が引き上げられました。今後も各動向を踏まえ、茨城県後期高齢者医療広域連合と連携をして、保険料の賦課・医療の給付や保健業務を行うとともに、各種届出の受付・保険料の徴収等の窓口業務を行ってまいります。

認定第5号、令和6年度取手市介護保険特別会計決算の認定についてであります。昨今、要介護認定を必要とする人が増加する中で、認定に係る審査を適正に行い、居宅サービスや施設サービスを利用した被保険者に対して給付を行うことにより、ニーズに対応した介護サービスを提供しました。また、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センター機能強化等を実施し、被保険者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう支援を行いました。

認定第6号、令和6年度取手市競輪事業特別会計決算の認定についてであります。令和6年度の競輪事業につきましては、市営競輪通常開催を2回実施いたしました。近年の競輪施行者全体の売上げは堅調を維持しておりますが、引き続き車券の売上げ増進、諸経費

の節減に努め、収益率をより一層向上させるよう努力してまいり所存でございます。

認定第7号、令和6年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定についてであります。令和6年度は公平委員会を3回開催し、役員の変更に伴う職員組合の登録事項の一部変更、公平委員会規則の一部改正等が審議され、それに伴う公平委員3名分の報酬等の支出を行いました。

続いて、同意案第18号から第20号、取手地方公平委員会委員の選任に関する同意について、一括してご説明申し上げます。当委員会は、取手市、守谷市、利根町及び一部事務組合で構成されており、3名の委員は取手市、守谷市、利根町からそれぞれ1名ずつを推薦しております。現在、取手市の大峰芳樹氏、守谷市の染谷 隆氏、利根町の坂上雅弘氏に委員をお願いしているところではありますが、令和7年9月30日をもって任期満了となるため、引き続き3氏を選任いたしたく、地方公務員法の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。御手元に配付しました経歴書のとおり、3氏とも人事行政に関し識見を有する方であるとともに、人格が高潔で人望の厚い方であります。

続いて、諮問第2号から第6号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、一括してご説明申し上げます。現在取手市には、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱された人権擁護委員が11名おりますが、このうち、松浦 勉氏、色川 昇氏、日高栄子氏、戸部明彦氏、廣瀬智子氏が、令和7年12月31日をもって任期満了となります。5名の皆様には、これまでの経験を生かし、今後も人権擁護委員として御活躍いただけるものと考え、引き続き委員に推薦したく、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

以上、25件の提出予定議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。詳細につきましては担当部長から説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○こども部長（助川直美君） これから令和7年第3回取手市議会定例会に提出予定の議案説明について、それぞれの所管部長から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、議案第40号、取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、こども部、助川より御説明いたします。令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度が創設されました。児童福祉法第34条の15第2項では、市以外の者が当事業を実施する場合、市長の認可を得ることが必要とされており、その認可の基準として本条例を定めるものです。利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するための最低基準を定めております。基準の内容といたしましては、本事業者の一般原則から始まり、非常災害への対応、安全計画の策定など、利用乳幼児の命に関わる事項のほか、事業を行う職員の一般的条件、利用乳幼児の平等な扱い、虐待の防止、衛生管理や食事、帳簿の管理など、実際に事業を行う際の事項などを規定いたします。

議案第40号、取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての説明は以上となります。

○教育部長（飯竹永昌君） 教育委員会、飯竹です。議案第 41 号、取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本条例は、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめが決して許されない行為であるとともに、全ての子どもに関係する問題であるとの認識に立ち、市立学校及び保護者を中心に、いじめを行わない子どもを育てなければならないこと。さらに、取手市、また取手市教育委員会、市立学校、子ども、保護者、市民及び事業者をはじめ、地域社会で構成する全ての主体がそれぞれの責務や役割を自覚し、連携を強化し、市全体でいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処などに取り組むことを基本理念として定めております。本件につきましては、文部科学省が策定している、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが改訂され、不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行うことが明記されたことに伴い、当市における不登校重大事態の対処について、学校主体での調査及びその手続を明確化するため、第 21 条第 3 項及び第 21 条の 2 を本条文に追加するものです。また、学校主体調査の明確化に伴い、第 5 条以降にある「当該学校のいじめの防止等の対策のための組織」を「学校いじめ対策組織」とする略称の見直しを行うものです。このほか、改正に合わせまして、取手市いじめ問題専門委員会の専門部会及び臨時委員に関する規定について、条文を整備するものです。

議案第 41 号の説明は以上となります。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。続きまして、都市整備部所管の議案第 42 号、町の区域の変更について、ご説明申し上げます。お手元にお配りしております議案書を御覧ください。取手駅北土地区画整理事業の施行に伴う土地の区画形質の変更により、一部の町の区域を変更するものであります。変更の内容といたしましては、事業施行地区内の白山一丁目の一部を新町二丁目に、新町二丁目の一部を白山一丁目及び中央町に、中央町の一部を白山一丁目及び新町二丁目に、井野一丁目を白山一丁目に、新町一丁目を新町二丁目に、それぞれ変更いたします。なお、この変更につきましては、土地区画整理法第 103 条第 5 項の規定による当事業の換地処分公告があった日の翌日から効力が生じるものであります。

説明は以上でございます。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。議案第 43 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）につきまして御説明いたします。議案書と併せてお配りしております令和 7 年度一般会計 9 月補正予算（案）の概要の 1 ページを御覧ください。今回の補正予算の基本的な考え方ですが、大きく 2 点ございます。1 点目に、とりでっ子応援ギフトカード給付事業、2 点目に、安全安心なまちと未来を見据えた環境整備、以上 2 つの考え方にに基づき補正予算を計上しております。

中段にございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 12 億 9,377 万 8,000 円を増額し、予算総額を 524 億 7,769 万 2,000 円とするものです。

続きまして、補正予算の内容について御説明いたします。説明は、議案書に基づき、歳入・歳出、地方債の順番で各担当部長から御説明いたします。また、歳入のうち歳出に伴

うものにつきましては、歳出の説明の際に併せて御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、財政部所管の歳入予算の補正内容を御説明いたします。議案書の6ページを御覧ください。上段の10款、1項、地方特例交付金のうち住宅借入金等特別税額控除減収補てん特例交付金は、住宅借入金等特別控除により市町村に生じる個人住民税の減収分を補てんするために交付されるもので、令和7年度の額の確定により、388万8,000円を増額するものです。定額減税減収補てん特例交付金は、定額減税の実施により、市町村に生じる個人住民税の減収分を補てんするために交付されるもので、令和7年度の額の確定により、413万3,000円を増額するものです。次にその下、11款、1項の地方交付税の普通交付税は、令和7年度の額が決定いたしましたので、4億7,610万3,000円を増額するものです。

次に、7ページを御覧ください。中段の19款、繰入金、2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整により、4億4,805万1,000円を減額し基金に戻すものです。その下のふるさと取手応援基金繰入金、1,877万7,000円は、ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費の財源として、ふるさと取手応援基金を充当していることから、前年度の支払経費の確定に伴い、前年度末に一般財源を充当して執行した経費相当額の基金の取崩しを行うものです。

次に、20款、1項、繰越金の前年度繰越金は、令和7年度への繰越財源を除いた前年度からの繰越金が、14億6,904万9,000円となったため、当初予算で計上済みであります5億円を差し引いた、9億6,904万9,000円を増額するものです。

続きまして、財政部所管の歳出を説明いたします。9ページを御覧ください。上段の2款、総務費、1項、総務管理費のふるさと取手応援基金積立金は、前年度末に入金があったことから、昨年度中に基金に積み立てできなかった寄附金を積み立てるため、2,038万6,000円を増額しております。その下の公共施設整備基金積立金は、公共施設の老朽化等に備えて積立てを行うため、2億円を増額しております。

9ページから10ページにかけての財政調整基金積立金は、前年度繰越金の確定によりまして増額分の2分の1以上を積み立てるため、4億8,836万3,000円を増額するものです。その下の減債基金積立金は、後年度に生じる公債費の償還に備えて積立てを行うため、2億円を増額しております。その下の過年度国庫支出金等過誤納返還金は、令和6年度の実績報告などに基づき交付額が確定された国・県負担金や補助金のうち、超過受入分を返還するため、1億4,400万円を増額するものであります。

財政部所管は以上でございます。

○総務部長（吉田文彦君） 総務部、吉田です。続きまして、総務部所管について、ご説明申し上げます。補正予算書は9ページを御覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費の23、防災施設等の整備に要する経費についてです。安全安心対策課内に設置されている全国瞬時警報システムであるJアラートの受信機について、国からの通知に基づき、今後予定されている防災気象情報等の地域単位で細分化した情報発信に対応する新型受信機への機器更新を行うため、備品購入費、364万1,000円を補正するものです。なお、本

事業の財源として緊急防災・減災事業債、360 万円を充当しております。

総務部所管は以上となります。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 健康福祉部、彦坂です。続きまして、健康福祉部所管の歳入歳出について、ご説明申し上げます。それでは歳入から御説明いたします。補正予算書 6 ページを御覧ください。15 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金は、令和 6 年度の実績報告による精算に伴い追加交付される国負担金を受け入れるため、自立支援補装具費負担金（過年度）322 万 8,000 円、自立支援給付費負担金（過年度）1,136 万 1,000 円、障害児入所給付費等負担金（過年度）1,043 万 6,000 円、生活保護費負担金（過年度）1,535 万 4,000 円を計上しております。

次に、同じページ下段の 16 款、県支出金、2 項、県補助金、医療福祉医療費（過年度）382 万 2,000 円【「382 万 2,000 円」を「389 万 2,000 円」に発言訂正】の計上となります。医療福祉費支給制度は、医療費及び事務費の総額から返還金などの収入を差し引いた額の 2 分の 1 を茨城県が助成する制度で、令和 6 年度に支出した医療福祉費実績額に基づいた追加交付があるため計上しております。

次に 7 ページを御覧ください。19 款、繰入金、1 項、特別会計繰入金の国民健康保険事業特別会計繰入金、2,024 万 9,000 円を増額しております。これは令和 6 年度の国民健康保険に関する職員給与費、事務費、出産育児一時金の精算分を取手市国民健康保険事業特別会計より繰入れするものです。

続きまして、後期高齢者医療特別会計繰入金、2,443 万 2,000 円を増額しております。これは後期高齢者医療特別会計の令和 6 年度の繰越金が確定したことによるものです。

続きまして、介護保険特別会計繰入金、5,268 万 3,000 円を増額しております。これは介護保険特別会計の令和 6 年度の繰越金が確定したことによるものです。

次に、同じページ下段から 8 ページにかけての、21 款、諸収入、6 項、雑入の民生費雑入を御覧ください。社会福祉協議会への各委託事業につきまして、決算により余剰金が生じたため、生活困窮者自立相談支援委託料精算金（過年度）89 万 6,000 円、ぬくもり学習支援業務委託料精算金（過年度）33 万 4,000 円、ひきこもり相談支援業務委託料精算金（過年度）1 万 6,000 円、成年後見制度中核機関運営委託料精算金（過年度）158 万 9,000 円、基幹相談支援センター業務委託料精算金（過年度）40 万円を精算金として計上しております。

その下の衛生費雑入については、取手北相馬休日夜間緊急診療所運営委託料精算金（過年度）として、411 万 4,000 円を計上するものです。取手北相馬休日夜間緊急診療所の運営は、取手市・守谷市・利根町・つくばみらい市の 3 市 1 町で公益社団法人取手市医師会に委託していますが、令和 6 年度の実績に基づき診療額が確定したことにより委託料に返還金が生じたため、過年度精算金として歳入で受けるものです。返還金が生じた理由としては、患者数がコロナ禍前の水準に戻り、委託医療機関の収入となる診療報酬が増えたことにより、委託料に超過分が生じたため返還を求めるものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。10 ページを御覧ください。3 款、民生費、1 項、社会福祉費、国民健康保険事業特別会計繰出金、49 万 5,000 円を減額する

ものです。これは国民健康保険事業特別会計における財源充当の変更によるものです。

次に、11 ページを御覧ください。同ページの介護保険特別会計繰出金は、令和6年度の低所得者保険料軽減負担金の精算により、46万3,000円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国負担金30万8,000円、県負担金15万5,000円をそれぞれ増額しております。

以上、健康福祉部所管の歳入歳出について、ご説明申し上げます。

大変申し訳ございません。健康福祉部、彦坂です。1点訂正をお願いいたします。先ほどの私の歳入の県補助金に関する説明の中で、医療福祉費医療費（過年度）の金額を「382万2,000円」と説明いたしましたが、正しくは「389万2,000円」となります。訂正をお願いいたします。

○こども部長（助川直美君） 続きまして、こども部所管について御説明いたします。まず、歳入の御説明をさせていただきます。補正予算書8ページ、21款、諸収入、6項、雑入、ファミリーサポートセンター事業委託料精算金（過年度）として、58万6,000円を計上しております。これは、社会福祉協議会への委託事業につきまして、事業実績が確定したことによるものです。

次に、歳出について御説明いたします。補正予算書12ページ、3款、民生費、2項、児童福祉費の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する経費として、8,967万1,000円を計上しております。この事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響に対し、取手市に住民登録のある高校3年生以下の子どもを対象に、1人につき6,000円をギフトカードにて迅速に給付するものです。この事業の財源として、歳入においては、国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を8,205万7,000円計上しております。本交付金については、昨年度、国から交付限度額が示された約2.2億円のうち1.8億円を活用し、3月補正予算にて給食費の負担軽減事業などを計上したところです。今回は残額の4,320万円と、今年度になって新たに国から措置された3,885万7,000円を合わせて、本事業の財源として活用をしております。

こども部所管の説明は以上です。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。都市整備部所管事項について、ご説明申し上げます。13ページ下段を御覧ください。7款、土木費、3項、都市計画費の取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金について、877万5,000円を増額を計上しております。内容につきましては、取手市取手駅西口都市整備事業特別会計における令和6年度決算に伴い、前年度繰越金の増額分について、一般職人件費の財源充当を変更したことにより減額となりますが、取手駅北地区建築物整備事業に要する経費において、取手駅西口A街区複合公共施設基本計画策定等支援業務委託料の財源として増額したため、差引きにより増額となっております。

都市整備部所管の説明は以上でございます。

○消防長（岡田直紀君） 消防本部の岡田です。続いて、消防本部所管について説明申し上げます。戸頭消防署非常用発電機改修工事について、14ページ上段を御覧ください。昨年度の点検により発電不良が判明した戸頭消防署の非常用発電機の改修について、昨年

度から実施設計を行い工事費用が確定しましたことから、工事に係る所要額、2,900万円を計上しております。工事の概要としましては、戸頭消防署の非常用発電機本体の更新工事、及び関連する電気設備への配線等を改修する工事となります。当該工事を実施することにより、停電時においても災害対応に必要な指令及び無線装置の電源が確保されます。また、戸頭消防署内に非常用コンセントの増設や一部の照明を非常用に切り替えることで、継続的な執務環境が整いますことから、災害拠点施設としての機能が保たれ、市民の安全安心に寄与できるものと考えております。なお、この事業の財源としましては、市債の緊急防災・減災事業債、2,900万円を計上しております。

消防本部所管の説明は以上です。

○教育部長（飯竹永昌君） 教育委員会の飯竹です。続きまして、教育委員会所管の補正予算について、ご説明いたします。補正予算書14ページ下段、9款、教育費、1項、教育総務費の学校施設整備基金積立金につきましては、学校施設の老朽化対策等に備え積立てを行うため、1億円を増額するものです。

続きまして、15ページ上段、2項、小学校費、小学校保健衛生に要する経費を御覧ください。小学校口腔衛生推進事業として、虫歯予防が生涯を通じた歯と口腔内の健康づくりの基礎となることから、茨城県が推進しているフッ化物洗口事業を、取手小学校、藤代小学校の2校においてモデル的に実施するものです。主な経費としては、薬剤や紙コップ等を購入する費用として45万3,000円、準備や片づけなどを行う支援員を雇用する費用として110万5,000円、総額155万8,000円を増額計上しております。なお、この事業の財源として、歳入におきまして、国庫補助金の医療施設運営費等補助金を45万3,000円、県補助金の教育支援体制整備事業費補助金を57万6,000円、それぞれ計上しております。

その下の給食施設整備に要する経費についてです。給食施設の夏季点検において、取手小学校、取手東小学校、戸頭小学校の給食備品の中で、早期に改善すべき箇所が判明しました。安全で安心な給食提供をしていくため、修繕対応分として51万5,000円、そのほか今後見込まれる修繕費として、令和6年度の下半期の修繕実績額を勘案し110万円を必要額と見込み、合計161万5,000円を増額計上しております。

続きまして、16ページ上段を御覧ください。5項、社会教育費の公民館施設整備に要する経費につきましては、令和7年7月に実施しました電気工作物定期点検において、永山公民館・戸頭公民館の気中負荷開閉器及び高圧引込みケーブルの老朽化が著しく、早急な修理が必要との報告があったことから、修繕料として、460万1,000円を増額計上するものです。なお、財源につきましては、公共施設整備基金繰入金から416万円を充当しております。

その下の埋蔵文化財調査・整理に要する経費につきましては、開発行為や住宅建築などの土木工事前に実施する市内遺跡確認・緊急発掘調査経費について、当初の想定より調査件数が増加したため、調査8件分の経費、217万円を増額補正するものです。

教育委員会所管の補正予算についての説明は以上となります。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。議案書4ページを御覧ください。第2表、地方債補正は歳入歳出予算に係る説明にありましたとおり、緊急防災・減災事業の限度額

を変更するものです。

以上が議案第 43 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）の説明となります。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。議案第 44 号、令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,500 万円を増額し、予算総額を 6 億 9,234 万 4,000 円とするものであります。

それでは、補正予算書 6 ページをお開きください。歳出から説明いたします。1 款、事業費、2 項、総務費の一般職人件費につきましては、令和 6 年度決算に伴う前年度繰越金精算による財源充当の変更を行うものであります。

続きまして、3 項、事業費の取手駅北地区建築物整備事業に要する経費につきましては、1,500 万円の増額を計上しております。こちらは、取手駅西口 A 街区における再開発ビルに市が整備を検討している、図書館機能を中心とした複合公共施設整備に関する基本計画を策定するための支援業務委託料になります。8 月 8 日に再開発準備組合が新たな事業協力者と事業協力協定の締結に至り、変更した施行予定区域での事業計画案がまとまったことにより、市としましても複合公共施設の基本構想の策定作業を進めてまいりますが、基本構想策定後、速やかに基本計画の策定作業に着手するため補正予算に計上するものであります。

続きまして、5 ページ、歳入について説明いたします。3 款、繰入金、1 項、他会計繰入金の一般会計繰入金につきましては、877 万 5,000 円の増額を計上しております。こちらは、前年度繰越金の増額に伴い、一般職人件費の財源充当を変更したことにより減額となりますが、先ほど歳出で御説明いたしました、取手駅西口 A 街区複合公共施設基本計画策定等支援業務委託料の財源として増額したため、差引きにより増額となっております。

続きまして、4 款、繰越金につきましては、前年度繰越金、622 万 5,000 円の増額を計上しております。こちらは令和 6 年度決算に伴う前年度繰越金となります。

続きまして、3 ページ、繰越明許費について御説明いたします。1 款、3 項、事業費の取手駅西口 A 街区複合公共施設整備事業につきましては、先ほど歳出で御説明いたしました、取手駅西口 A 街区複合公共施設基本計画策定等支援業務委託料、1,500 万円について、業務の完了が来年度になるため、繰越明許費を設定するものであります。

議案第 44 号、令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）についての説明は以上でございます。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 健康福祉部、彦坂です。議案第 45 号、令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 5 億 6,444 万 8,000 円を増額し、予算総額を 103 億 4,078 万 6,000 円とするものです。

補正予算書 4 ページを御覧ください。3 款、国庫支出金、1 項、国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金を 49 万 5,000 円計上するものです。令和 8 年度から、子ども・子育て支援金を医療保険者が徴収する仕組みが開始されることに伴い、当初予算に計上したシステム改修費用に対し、補助率 10 分の 10 の国庫補助金が交付されるものです。この

交付に伴い、6 款、繰入金、1 項、他会計繰入金を同額減額し、財源充当の変更を行います。

その下の 4 款、県支出金、1 項、県補助金、特定健診等負担金（過年度）を 348 万 8,000 円計上するものです。前年度において交付決定していた 2,189 万 2,000 円から、実績報告により交付確定した 2,538 万円との差額になります。

その下の 7 款、1 項、繰越金の前年度繰越金が確定したことにより、5 億 6,096 万円を増額するものです。

続きまして、補正予算書 5 ページを御覧ください。1 款、総務費、1 項、総務管理費、国保事務に要する経費、1 億 8,754 万 9,000 円について、予算額の増減はございませんが財源の充当を変更するものになります。

その下、5 款、1 項、基金積立金の財政調整基金積立金として 5 億 4,282 万 6,000 円を増額するものです。

続きまして、6 ページを御覧ください。6 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、国庫金等返還金、137 万 3,000 円、その下の 2 項、繰出金、国民健康保険一般会計繰出金、2,024 万 9,000 円をそれぞれ増額するものです。国庫金等返還金については、令和 6 年度保険者努力支援特別調整交付金について、超過額が生じたため返還するものです。また、国民健康保険一般会計繰出金は、令和 6 年度の国民健康保険事業に関する職員給与費、事務費、出産育児一時金の精算分について、一般会計へ繰り出しするものです。

議案第 45 号、取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についての説明は以上となります。

続きまして、議案第 46 号、令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,465 万 2,000 円を増額し、予算総額を 40 億 6,069 万 4,000 円とするものです。

歳入から御説明いたします。補正予算書 2 ページを御覧ください。4 款、繰越金、1 項、繰越金、前年度繰越金は、令和 6 年度繰越金が確定したことにより、2,443 万 2,000 円を増額します。同額を一般会計へ繰り出すため、歳出の 3 款、諸支出金、2 項、繰出金、後期高齢者医療一般会計繰出金に計上します。

続いて、歳出について御説明いたします。御覧いただいているページその下、1 款、総務費、1 項、総務管理費、子ども・子育て支援金システム改修費委託料として、令和 8 年度から子ども・子育て支援金を医療保険者が徴収する仕組みが開始されることに伴い、システム改修費、22 万円を計上します。なお、この費用に対して補助率 10 分の 10 の国庫補助金が交付されますので、同額を歳入の 6 款、国庫支出金、1 項、国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金に計上します。

議案第 46 号、取手市後期高齢者医療特別会計補正予算についての説明は以上となります。

引き続き、議案第 47 号、令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,818 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 96 億 4,299 万 7,000 円とする

ものです。

初めに、歳入について主なものをご説明申し上げます。補正予算書の5ページをお開きください。7款、繰入金、2項、基金繰入金、令和6年度介護給付費が確定したことにより、介護給付費準備基金からの繰入金を1億8,728万1,000円減額しております。

次に、8款、繰越金、1項、繰越金。7款、繰入金と同様に令和6年度介護給付費が確定したことにより、2億3,356万4,000円を増額しています。

次に、歳出について御説明いたします。12ページをお開きください。4款、基金積立金、1項、基金積立金につきまして、令和6年度の介護給付費が確定したことにより、介護給付費準備基金積立金を549万8,000円増額しております。

続いて13ページを御覧ください。5款、諸支出金、2項、繰出金、介護給付費が確定したことにより一般会計への返還が発生したため、5,268万3,000円増額しております。

議案第47号に関する説明は以上となります。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。報告第7号、令和6年度取手市健全化判断比率について御説明いたします。こちらにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、ご報告申し上げますのでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにつきましても、早期健全化基準には該当しない結果となっております。なお、備考の（1）にございまして、今回ご報告させていただきます数値につきましては、暫定の速報値となっております。総務省による確定値の公表は11月下旬を予定しておりますので、確定した数値が速報値の数値と同一の場合は、この報告をもって地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告とし、同一でない場合にあっては、同項に規定する手続を改めて行うものとします。

報告第7号、令和6年度取手市健全化判断比率の説明については以上となります。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 健康福祉部、彦坂です。続きまして、報告第8号、債権の放棄について、ご説明申し上げます。本件につきましては、全額公費負担である新型コロナウイルスワクチン接種について、令和3年6月から8月にかけて、法定の接種回数が2回のところ、法定回数を超える接種（6回）を受けた者に対し、接種費用相当額を返還するよう往復文や自宅訪問による請求を行い、一定量の公費を投入してまいりましたが、接種費用相当額の返還には至らず、これを履行させることが著しく困難であることから、取手市債権管理条例第6条の規定に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種費返還金1件、金額4,554円の私債権を令和6年度中に放棄しましたので、同条例第7条の規定によりご報告申し上げます。

以上、報告第8号、債権の放棄について御説明いたしました。

○副市長（伊藤 哲君） 副市長の伊藤でございます。認定第1号、令和6年度取手市一般会計決算の認定について御説明いたします。初めに私から、決算の概要につきまして、決算報告書を基に説明いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、5ページをお開きください。予算の状況についてであります。令和6年度の一般会計当初予算は、428億4,000万円でありました。その後、計12回の補正予算を組

み、74 億 4,987 万 4,000 円の増額補正を行いました。令和 5 年度からの繰越事業費繰越財源充当額、31 億 7,202 万 7,000 円を加えた最終予算現額は、534 億 6,190 万 1,000 円となりました。当初予算と補正予算の状況は、322 ページから 325 ページに内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、6 ページ中ほどの決算額を御覧ください。歳入決算額は、487 億 8,504 万 7,000 円で、令和 5 年度と比較しますと、10 億 2,401 万 6,000 円の増となりました。また、歳出決算額は、470 億 9,731 万 1,000 円で、令和 5 年度と比較しますと、7 億 9,455 万 1,000 円の増となりました。

次に、その下の決算収支を御覧ください。歳入歳出差引額は、16 億 8,773 万 6,000 円で、このうち令和 7 年度へ繰り越す財源である繰越明許費繰越額及び事故繰越し繰越額、2 億 1,868 万 7,000 円を差し引いた実質収支額は、14 億 6,904 万 9,000 円となっております。

次に、歳出における主要事業について、款ごとに概要をご説明申し上げます。歳入につきましては、後ほど財政部長よりご説明申し上げます。

まず、25 ページからの総務費です。主な事業としましては、38 ページから 39 ページにありますように、藤代庁舎照明器具 LED 化事業を、取手市では初となる ESCO（エスコ）手法の活用により実施し、第二次取手市地球温暖化防止実行計画に基づいた庁舎の省エネルギー化を推進いたしました。

また、40 ページにありますように、取手市のシティプロモーションサイトであります「ほどよく絶妙とりで」をリニューアルし、市の魅力を市内外の方に幅広く発信し、市のイメージアップに取り組みしました。

さらに、防災力の強化という観点からは、42 ページにありますように、災害時の連絡体制強化のため、非常時連絡用タブレット端末を導入したり、52 ページにありますように、令和 5 年度に集中豪雨による被害を受けた双葉地区におきまして、防災無線を高性能化するなど、災害対策を実施しました。

次に、66 ページからの民生費です。主な事業としましては、72 ページから 74 ページにあります低所得世帯への給付金、107 ページ、111 ページにあります給食費負担軽減事業など、エネルギーや食材料費等の高騰対策として実施した各種事業により、市民の皆様の暮らしを支援しました。

また、82 ページにありますように、障がい者等の重度化・高齢化が進む社会情勢を見据え、基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制を強化しました。

さらには、98 ページから 99 ページにありますように、市が掲げる、こどもまんなか社会の実現に向け、取手市こども計画を策定し、市の子育て施策の総合的な指針を定めました。

次に、118 ページからの衛生費です。主な事業としましては、128 ページにありますように、母子健康手帳アプリを新たに導入し、面談や健診等の予約、問診票の入力などをオンラインで可能としたことで、妊産婦の負担軽減と利便性の向上を図りました。

また、139 ページにありますように、市内小中学生を対象とした環境教育プログラムの

実施や、友好都市である、みなかみ町での森林整備活動の実施など、地球温暖化対策の重要性について広く周知・啓発を図りました。

次に、151 ページからの商工費です。主な事業としましては、160 ページから 161 ページにありますように、とりで利根川大花火の花火打ち上げ数を増発し、花火大会の規模を拡大することで、にぎわいの創出につなげました。

次に、162 ページからの土木費です。主な事業としましては、164 ページにあります、ふれあい道路の維持工事や、165 ページにあります井野団地外周道路、桑原、戸頭新屋敷など 6 路線の道路改良事業、さらには、166 ページにあります、桑原、井野台一丁目、野々井の 3 路線の通学路整備事業を実施し、交通の円滑化や危険箇所の解消を図りました。

また、167 ページにありますように、桑原地区の整備推進事業では、準備組合が行う調査設計業務に対する助成や、理事会等の開催を支援し土地区画整理組合の設立に向けた関係権利者の合意形成を支援しました。

次に、182 ページからの消防費です。主な事業としましては、186 ページにありますように、取手消防署に配備しております救助工作車の更新、さらには災害対応用の空中ドローンの導入などを行い、消防・救急体制の強化を図りました。

次に、187 ページからの教育費です。主な事業としましては、196 ページ、197 ページにありますように、白山小学校の長寿命化改良事業、高井小学校校舎増築事業を継続して実施するとともに、204 ページにありますように、藤代南中学校のバリアフリー改修工事を行い、安全かつ快適な教育環境の充実を図りました。

また、198 ページ、205 ページ、232 ページにあります市内小中学校における給食費の負担軽減事業や、195 ページ、201 ページにあります市内小中学校への算数セットや彫刻刀の教材整備など、保護者の負担軽減策を多角的に実施しました。

さらには、208 ページにありますように、市内全公立小中学校をコミュニティ・スクールとし、地域と学校が一体となって子どもを育む環境を整備しました。

最後に、234 ページの災害復旧費です。令和 5 年 6 月 2 日の集中豪雨により被災した市内道路 3 路線の復旧工事を実施し、市民が安全に通行できるよう災害復旧を進めました。

以上、令和 6 年度取手市一般会計決算の概要について、ご説明申し上げます。

続きまして、歳入歳出の概要につきまして、各担当部長より御説明いたします。

○財政部長（田中英樹君） 財政部の田中です。令和 6 年度取手市一般会計決算の歳入について御説明いたします。資料としまして、決算書と決算報告書を御参照いただきたいと思います。

初めに、第 1 款、市税でございます。決算書の 20 ページと 21 ページの上段を御覧ください。令和 6 年度の市税は、当初予算額、134 億 8,750 万 5,000 円を計上しました。その後、3 億 6,115 万 9,000 円の増額補正を行い、最終予算額を 138 億 4,866 万 4,000 円いたしました。21 ページの上段にあります市税の最終調定額、142 億 8,896 万 7,000 円に対し、収入済額は 140 億 7,020 万 7,000 円で、調定額に対する収入割合は 98.5%となりました。次に、市税の収入未済額は、2 億 504 万 3,000 円で、前年度より 1,484 万 3,000 円増、率にして 7.8%の増となりました。また、不納欠損額については、市税全体で 1,371 万

7,000 円の不納欠損を行いました。

次に、税目別に御説明いたしますので、ここからは決算報告書を御覧ください。13 ページをお開きください。13 ページ下段の表で市税収納状況、①現年課税分を御覧ください。表の税目で、市民税の個人市民税では、令和 6 年度税制改正による 1 人当たりの均等割額の減少や住民税の定額減税の影響などにより、収入済額は 3 億 1,395 万 3,000 円減、5.4%減の 54 億 7,718 万 2,000 円となりました。法人市民税は、市内大手企業の業績の伸びや全体の法人数の増加などにより、収入済額は前年度比 3 億 2,891 万 5,000 円増、30.9%増の 13 億 9,408 万 5,000 円となりました。

次に、固定資産税については、土地は地価の下落等による影響で減、家屋におきましても、評価替えにより在来分家屋が減少したことにより減となり、固定資産税全体の収入済額で前年度比 2,177 万 9,000 円減、0.4%減の 52 億 7,612 万 6,000 円となっております。

次に、2 款から 11 款までにつきましても決算報告書で御説明いたします。20 ページと 21 ページを御覧ください。主に金額の大きなものや制度変更のある項目について御説明いたします。まず、第 10 款、地方特例交付金でございます。決算額は、前年度比 4 億 7,549 万 6,000 円増、479.9%増の 5 億 7,457 万 7,000 円となりました。前年度に比べて大きく増となった要因は、物価高騰に対する一時的な措置として令和 6 年度に実施された定額減税に伴い、市町村に生じる市民税の減収分を補てんするための定額減税減収補てん特例交付金が 4 億 7,264 万 9,000 円交付されたことによるものです。

次に、第 11 款、地方交付税でございます。決算額は、普通交付税、特別交付税、震災復興特別交付税の合計で 94 億 4,723 万 7,000 円となっており、前年度比 2 億 8,456 万 1,000 円増、3.1%の増となりました。主な要因は普通交付税の増で、国において国税収入が増となったことに伴い、令和 5 年度に引き続き再算定が行われ、追加交付があったことから増となっております。普通交付税の算定の根拠となる基準財政需要額と基準財政収入額の詳細は、決算報告書 22 ページに記載のとおりです。後ほど御覧ください。

次に、第 15 款、国庫支出金でございます。ここからは決算書を御覧ください。ページは 36 ページ下段からになります。決算額は、前年度比 2 億 4,483 万 7,000 円増、2.9%増の 86 億 8,265 万 7,000 円となりました。このうち 71%を占める国庫負担金は、61 億 6,374 万 8,000 円となりました。主なものとしましては、民生費国庫負担金のうち、39 ページ上段の自立支援給付費負担金が 11 億 6,622 万円、中段の子どものための教育・保育給付費負担金が 13 億 3,275 万 9,000 円、生活保護費負担金が 17 億 9,494 万 9,000 円となっております。

次に、40 ページ上段の国庫補助金は、決算額が前年度比 3 億 5,227 万 9,000 円減の 24 億 4,865 万 2,000 円となりました。主なものとしましては、41 ページ中段にあります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が合計で 16 億 2,853 万 9,000 円、民生費国庫補助金のうち、43 ページ上段にあります就学前教育・保育施設整備交付金が 1 億 4,583 万 2,000 円などとなっております。

続きまして、第 16 款、県支出金でございます。ページは 44 ページ下段からになります。決算額は、前年度比 898 万円増、0.3%増の 27 億 9,416 万 2,000 円となりました。そのう

ち県負担金が73.5%を占めており、20億5,508万2,000円となっております。主なものとしては、国庫負担金と同様で、47ページ中段からやや上にあります自立支援給付費負担金が5億8,879万1,000円、そこから2段下にあります子どものための教育・保育給付費負担金が5億4,297万5,000円などとなっております。

次に、46ページ最下段の県補助金は、決算額が5億4,225万2,000円で、主なものとしては、民生費県補助金のうち、49ページ中段からやや上にあります医療福祉医療費が2億3,844万8,000円、1段下にあります、子どものための教育・保育給付費補助金が7,590万1,000円などとなっております。

次に、第18款、寄附金でございます。ページは54ページ中段からになります。決算額は、前年度比4億789万7,000円増、26.5%増の19億4,700万1,000円となりました。主な寄附金としては、総務費寄附金のうち、55ページ中段のふるさと取手応援基金寄附金で、市内・市外合わせて総額19億4,254万7,000円の寄附を頂きました。増の主な要因は、契約するポータルサイトの数を9から11に増やし、露出の拡大を行ったことや、返礼品を提供いただいている事業者の協力により、返礼品のラインナップ拡充や魅力を高める取組を図ってきたこと、さらに広告の積極的な活用により競争力を強化したことが主な要因と考えております。そのほか、企業版ふるさと納税寄附金や、令和6年9月に発生した石川県能登町の豪雨災害、及び令和7年2月の岩手県大船渡市の山林火災に係る災害支援代理寄附受付を実施し、頂いた寄附金は、手数料を差し引いたほぼ全額を被災地へお届けいたしました。

次に、第19款、繰入金でございます。ページは56ページ中段からになります。決算額は前年度比4億2,604万5,000円増、20.1%増の25億4,193万9,000円となりました。増の主な要因は、56ページ下段の基金繰入金で、決算額は前年度比4億9,026万2,000円増、24.8%増の24億7,009万8,000円となっております。主な基金の繰入額について申し上げます。財政調整基金繰入金は前年度比4,318万7,000円増の4億6,936万1,000円、ふるさと取手応援基金繰入金は前年度比3億3,338万8,000円増の16億2,794万9,000円となっております。なお、基金残高等につきましては、決算書491ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、第20款、繰越金でございます。ページは60ページ中段からになります。決算額は前年度比2億4,653万7,000円減、14.5%減の14億5,827万1,000円となりました。なお、前年度繰越金につきましては、地方自治法第233条の2の規定に基づき、実質収支の2分の1以上を財政調整基金に積立てしております。

次に、第21款、諸収入でございます。ページは60ページ中段からになります。決算額は前年度比1億527万8,000円増、12.4%増の9億5,443万7,000円となりました。62ページ下段にあります収益事業収入は、競輪事業からの繰入金で、決算額は1億1,000万円となり、前年度と比較して5,000万円の増となりました。

次に、第22款、市債でございます。ページは72ページ上段からになります。決算額は前年度比10億4,649万6,000円減の21億7,154万円となりました。大きなものとして、73ページの中段になりますが、教育債6億3,630万円の主なものは、小学校施設整

備事業債 5 億 4,350 万円、中学校施設整備事業債 4,660 万円となっております。73 ページ下段の合併特例債は、前年度比 14 億 4,620 万円減の 3 億 8,980 万円となっております。なお、合併特例債につきましては、これまで様々な事業に活用してまいりましたが、令和 6 年度で発行上限額に達しております。また、決算報告書の 326 ページから 328 ページに事業の充当先一覧を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

歳入についての説明は、以上となります。

続きまして、歳出について、各款ごとに各部長から御説明いたします。

○議会事務局長（前野 拓君） 議会事務局の前野です。ここからは歳出の御説明となります。まず、1 款、議会費について御説明いたします。決算報告書 23 ページから 24 ページ、議会調査運営に要する経費、735 万 7,976 円です。前年度比 176 万 5,411 円増となっております。増額となった主な要因は 2 点ございます。まず 1 点目は、電子書棚及び電子採決システム使用料において、デモテック四者協定に基づき令和 2 年度から令和 5 年度まで無償で使用をしておりましたが、契約期間満了により令和 6 年度より有償での使用に切り替わったことから、システム使用料として 99 万円を支出しております。2 点目は、備品購入費において、議会棟 W i - F i 通信環境向上のためアクセスポイントを購入いたしました。また、議会広報用デジタルカメラを購入したことにより、備品購入費 46 万 900 円を支出いたしました。以上が増額となった主な要因です。

続きまして、議会報及び会議録発行に要する経費、291 万 555 円のうち、主な支出について御説明いたします。令和 2 年度から引き続き、市ホームページ上での「ウェブ版ひびき」をメインに、紙媒体としては A 4 版カラー印刷による「ひびき概要版」を発行し、市内公共施設等へ配置、直接郵送を行いました。印刷製本費として 20 万 2,225 円の支出です。また、紙媒体の「ひびき概要版」の二つ折り業務等につきましては、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等が供給する物品等の需要の増進を図るため、N P O 法人に依頼しております。業務の手数料として 12 万 4,696 円を支出しております。

続いて、決算書 83 ページをお開きください。会議録作成支援システム用パソコン使用料 6,600 円につきましては、システム用パソコンのリース契約が令和 5 年度に満了となり、改めて再リース契約を結んだことから、前年度比 2 万 3,980 円の減額となりました。

最後に、会議録作成支援システム保守点検委託料 105 万 6,000 円並びに会議録検索システム使用料 60 万 7,200 円は、前年度と同額の支出となっております。

議会費の説明は以上です。

○総務部長（吉田文彦君） 総務部、吉田です。2 款、総務費につきまして、ご説明申し上げます。決算報告書では 25 ページから 65 ページまでとなります。その概要について各所管部長からそれぞれ説明いたします。

それでは、総務部所管について御説明いたします。最初に、全会計の人件費の概要につきまして、決算報告書 320 ページ下段を御覧ください。令和 6 年度全会計の給与費の決算につきましては、支出済額が 86 億 2,068 万円となりました。令和 5 年度と比較して 3 億 510 万円の増、率にして 3.7%の増となりました。歳出額が増となった主な要因といたしましては、人事院勧告に基づいて一般職の給料月額増額改定、期末・勤勉手当の支給月

数の引上げ、会計年度任用職員の報酬単価の増額改定を行ったことなどが挙げられます。

それでは、決算報告書 25 ページを御覧ください。1 項、総務管理費、職員研修に要する経費、265 万 3,037 円です。令和 5 年度と比較して約 136 万円の減となりました。この要因といたしましては、人事評価研修の受講対象者の見直しにより職員研修委託料が減となったことに加え、研修旅費や職員研修負担金が減となったことなどが挙げられます。

次に、28 ページを御覧ください。防犯に要する経費、1,605 万 8,581 円です。市内 2 か所の防犯ステーションにおいて、元警察官を勤務員として任用し、下校時における児童の見守りやパトロールの実施など地域に密着した防犯活動を行い、安心して安全な住みよい地域社会の実現を図りました。また、防犯カメラは、新たに 1 か所 2 台を設置するとともに、他課からの移管も受けるなどし、防犯環境の整備を推進しました。これにより、安全安心対策課が管理する防犯カメラは 47 か所 108 台となっています。令和 5 年度と比較し、約 84 万円の減となっている主な要因といたしましては、防犯カメラの設置台数が減となったためです。

続きまして、その下段、空家等の適正管理事業に要する経費、166 万 9,523 円です。取手市空家等対策計画に基づき、管理不全の空き家等の所有者等に対し適正管理を促すとともに、新たに 1 件を特定空家等に認定し助言・指導を行い、既存の 1 件の特定空家等については勧告を行いました。加えて、新たに空家等台帳管理システムを導入したことにより、空き家情報と地図を連携させて一元的に管理できるようになり、作業効率が向上し、今まで業務に要していた時間を有効活用できるようになりました。令和 5 年度と比較し約 65 万円の増となっている要因としましては、空家等台帳管理システムの使用料の増によるものです。

次に、31 ページ、市民相談に要する経費、195 万 1,150 円です。市民の日常生活上の困り事等に応じた法律相談等の各種相談業務の開設や、市役所に来庁された方への丁寧な案内業務を行い、市民サービスの向上を図りました。

次に、決算報告書 38 ページ中段を御覧ください。藤代庁舎の管理に要する経費、1 億 2,374 万 2,253 円です。令和 5 年度決算と比較し約 9,312 万円の増となった要因は、藤代庁舎の照明を E S C O（エスコ）事業により L E D 化したことや、消防関係設備の老朽化に伴う改修工事の実施によるものです。

続きまして、41 ページ中段を御覧ください。電算・O A 化等に要する経費、4 億 628 万 3,044 円です。令和 5 年度と比較して約 953 万円の減となっている主な要因は、本庁舎、藤代庁舎等に導入しているキャッシュレス決済について、令和 6 年度はシステム導入に係る業務委託料約 895 万円の支払いがなくなったためです。一方で、令和 6 年度の新たな取組としては、非常時における市の情報共有及び意思決定の円滑化のため、幹部職員等にタブレット端末を配備しました。また、デジタル技術の利活用の継続的な取組として、長期継続契約や給付金申請に係る業務に R P A、A I ―O C R を活用し、対象業務で 391 時間の業務時間削減効果が得られました。

続きまして、44 ページ中段、交通安全の施設整備に要する経費、823 万 3,344 円です。道路反射鏡の新設・修繕、道路区画線の標示・修繕を行い、交通事故の未然防止に努めま

した。また、藤代防犯ステーション前に自転車専用電動空気入れを設置し、自転車利用者の利便性向上を図りました。令和５年度と比較し約４９万円の増となっている主な要因としましては、自転車専用電動空気入れ設置工事を行ったことによるものです。

次に、４５ページ、自転車駐車場の維持管理に要する経費、６,０９４万９,５５７円です。平成２６年４月から運用が始まったサイクルステーションとりでと、無料自転車駐車場の自転車駐車場管理委託料が主なものです。令和５年度と比較し約１６０万円の増となっている主な要因としましては、人件費や印刷製本費、修繕料の増によるものです。また、令和６年４月３０日時点におけるサイクルステーションとりでの定期利用の収容率は、機械式が４８％、自走式が９４.５％、原付が８０％となっております。

次に、４６ページ下段、交通安全推進指導隊に要する経費、１７３万３,０７８円です。主に交通安全指導隊への謝礼及び被服代となっております。令和６年度は入隊者が１名、退隊者が２名となりました。令和５年度と比較し約２１万円の減となっているのは、令和５年度は防寒着の購入が入隊者分に加えて更新分もありましたが、令和６年度は入隊者分のみであったためです。

次に、４８ページ下段、地区振興に要する経費、４,０１４万８,８００円です。令和５年度と比較して、約１,５３２万円の増となっております。増の主な理由といたしましては、ときわ台自治会集会所の建設に伴うコミュニティセンター助成事業補助金１,５００万円によるものです。例年、集会所で使用する備品などの購入を対象とした一般コミュニティ助成事業がありますが、令和６年度は、集会所建設におけるコミュニティセンター助成が加わったため、増となっております。

次に、５０ページ上段、地区集会所整備に要する経費、３７６万４,０００円です。市内１０か所の集会所の施設改善等を行いました。維持事業件数に変動はありませんでしたが、整備事業件数については、令和５年度の２件から令和６年度は５件となりました。この３件の増加に伴い３００万４,０００円の増となっております。

続きまして、５１ページ上段、防災訓練に要する経費、５２万７１６円です。主なものとしましては、令和６年７月２０日に実施しました水害時避難想定訓練によるもので、市内浸水想定区域にお住まいの全住民を対象に、避難情報の発令に併せて避難行動等の確認を行いました。また、同訓練では、取手第二中学校体育館を避難所として開設し、岡、和田、山王、配松、神住、中内地区の住民を対象に、避難所までの避難訓練を行いました。令和５年度と比較して約２６万円の増となっている主な要因といたしましては、職員の時間外勤務手当及び災害協定に基づくドローン撮影などに伴う経費です。

次に、その下段、災害対策に要する経費、２,０１３万１,４５４円です。災害時におけるアルファ米や保存水等の備蓄食糧品や止水板、生理用品、妊産婦用品、お尻拭きなどの備蓄用消耗品購入のほか、市民の方がウェブ上で災害リスクなどを確認できるよう、ウェブ版ハザードマップの保守委託料が主なものです。令和５年度と比較して約３５６万円の減となっている主な要因としましては、台風等による市内の影響が少なかったことから、緊急排水ポンプの設置委託料等の減、また消防団に貸与している災害用優先携帯電話を消防本部に移管したことによる減となっています。

続きまして、52 ページ、防災施設等の整備に要する経費、2,275 万 8,496 円は、令和 2 年度から運用を開始している 280 メガヘルツ同報無線システムの保守点検業務委託料や、防災ラジオ本体の購入費用が主なものとなっております。また、令和 5 年度と比較し約 567 万円の増となっておりますが、防災行政無線 1 基の拡声装置の高性能化整備や、耐用年数を超えた 20 基の拡声子局のバッテリー交換が増の主な要因となっております。

次に、その下段、自主防災組織に要する経費、886 万 1,442 円は、主に自主防災組織運営に対する補助金となります。令和 5 年度と比較し約 25 万円の増となっております。主な要因といたしましては、新たに 1 組織の自主防災組織が結成され、組織運営及び資機材整備に係る補助金の交付を行ったことによるものです。

続きまして、53 ページ下段、令和 6 年 1 月 1 日能登半島地震に伴う被災地応援経費、81 万 4,561 円です。こちらは令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震において、被災自治体の早期復興・復旧支援として、職員派遣を行った際の旅費及び時間外勤務手当に伴う費用が主なものとなります。

次に、55 ページ下段、男女共同参画社会の推進に要する経費、90 万 5,032 円です。内訳として主なものは、男女共同参画情報紙「風」の発行に係る経費及び男女共同参画地域推進事業の委託料になります。

続きまして、60 ページ下段を御覧ください。3 項、戸籍住民基本台帳費の戸籍・住民基本台帳事務に要する経費、6,917 万 797 円です。戸籍及び住民基本台帳関係届出、各種証明書等の交付に関するシステム使用料が主な内容です。令和 5 年度決算より約 2,085 万円の増となっている主な要因は、戸籍へ氏名振り仮名を記載するための戸籍総合システム及び住民記録システムの改修を行ったことによるものです。

次に、63 ページを御覧ください。個人番号事務に要する経費、4,149 万 2,074 円です。会計年度任用職員報酬が主な支出です。令和 5 年度決算より約 1,800 万円の増となっている主な要因は、会計年度任用職員の報酬額の増と、出張申請サポート及びオンライン窓口を設置したことによるものです。

次に、64 ページを御覧ください。コンビニ交付に要する経費、544 万 1,698 円です。コンビニ交付に係る地方公共団体情報システム機構への手数料や運営負担金が主な支出です。令和 5 年度決算より約 26 万円の増となっている主な要因は、コンビニ交付の増加に合わせ、地方公共団体情報システム機構へ納付する手数料の増額によるものです。

次に、その下段、4 項、選挙費、衆議院議員総選挙に要する経費、4,303 万 5,230 円です。令和 6 年 10 月 27 日に執行され、当日有権者数 9 万 676 人のうち 4 万 7,868 人が投票し、投票率は 52.79%でした。なお、令和 6 年の衆議院議員総選挙は、解散から投開票まで 18 日間と戦後 2 番目に短い期間での執行となりましたが、子連れ投票の推進として、令和 5 年度の市議会議員一般選挙から始めた、親子で投票所に来た方に限定シールを配布する事業を 400 枚から 1,600 枚に拡大するなど、投票率の向上に取り組みました。

以上で、総務費のうち総務部所管の説明を終わります。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 政策推進部、齋藤です。続きまして、政策推進部所管について御説明いたします。決算報告書 29 ページ、広報発行に要する経費、1,966 万 8,246

円です。これは「広報とりで」の発行に要した経費となります。タブロイド判を毎月1日と15日の2回、それぞれ3万7,500部発行いたしました。その印刷業務委託料として、766万8,375円を支出しております。そのほかに、新聞折り込み2万6,365部の手数料として533万6,166円、新聞折り込みや駅・スーパーなどへの配置によっても入手することが困難な方144名分の郵送料として37万9,618円、駅・スーパーなど127か所に配送・配置するための委託料として104万7,480円を支出しております。また、スマートフォンやタブレット端末などから広報とりでを閲覧できる行政情報アプリ「マチイロ」について、転入者へのチラシ配付や広報とりでなどで周知を図り、登録者数は2,597人となりました。

次に、31ページのホームページ管理に要する経費、523万2,030円です。まず、ホームページCMSサーバー使用料231万4,840円です。令和6年度も引き続きクラウド化されたサーバーを使用し、災害時でも業務を継続できるようになっております。ウェブアクセシビリティ検証業務委託料48万4,000円については、障がい者や高齢者などを含めた、誰もが情報を取得しやすいウェブ環境を目指すための検証費用と、ホームページを作成する職員のウェブアクセシビリティ意識向上のための研修経費が含まれています。令和6年度は、ホームページのJIS規格に基づく適合試験を行い、ウェブアクセシビリティ達成度の確認と試験結果に基づく職員研修を実施いたしました。さらに、音声による読み上げ等でホームページからの情報取得をサポートするアクセシビリティ・サポーター使用料52万8,000円と、外国出身者向けのページ翻訳機能として多言語自動翻訳サービス使用料26万4,000円を支出しております。メールマガジン配信経費としてメール配信システム管理委託料158万4,000円を支出しました。緊急・防災・防犯情報や議会情報など、希望する情報を直接メールで配信するメールマガジンシステムの使用料、及び保守にかかる金額となっております。

続きまして、34ページ、都市間交流に要する経費、75万9,250円についてです。取手市国際交流協会との連携を通じて国際交流の促進を図りました。具体的には、同協会が主催する各種イベントや日本語教室の開催のための支援と、同協会の協力を得て語学体験学習の開催をいたしました。

次に、39ページ、シティプロモーションに要する経費、927万6,527円です。主なものは、シティプロモーションサイト「ほどよく絶妙とりで」の維持・管理経費です。内訳は、シティプロモーションサイト保守業務委託料138万9,960円。また、令和6年度は、取手市へ移住した場合の生活費を試算できる項目の追加や、市民からの投稿をInstagramへ連動できるようにリニューアルを行い、シティプロモーションサイト更新業務委託料として313万5,000円を支出しました。写真投稿機能を使用し、市の魅力的なグルメやスポットを市民自ら発信していただき、さらに6月に開設した市のInstagramにも連動して掲載することができました。シティプロモーション動画については、プロモーション動画制作業務委託料として99万7,500円を支出しました。取手市に移住してきた方のインタビューや日常生活の様子など、取手市での生活風景を映し出した動画を作成し、動画をプレスリリースやInstagramなどのSNSと組み合わせて発信いたしました。職員が撮影・編集した動画を含め、令和6年度は80本の動画を新たに公開、年間の視聴数は、

これまでに公開した動画も含め 21 万 8,709 回となり、多くの方に市の魅力を伝えることができました。取手市 P R 大使には、市内イベントへの参加や写真・動画撮影等に御協力をいただき、市内外への魅力拡散に資する P R 活動を行いました。

市の魅力発信とさらなる露出度獲得のために、プレスリリース配信委託料、52 万 6,240 円を支出しました。令和 6 年度は計 8 回のリリース配信を行い、合計で 572 件の露出を獲得、広告価値に換算して 7,761 万円を超える成果を上げることができました。

報告書 41 ページ、結婚新生活支援事業に要する経費、428 万 4,900 円です。非婚・晩婚化や少子化が進む中、国の交付金を活用し、新婚世帯を対象とした家賃等の補助金制度を設けることで、21 世帯の方に本市を新婚生活の場として選んでいただきました。

最後に、57 ページ、常総地方広域市町村圏事務組合の負担金、12 億 2,360 万 3,000 円です。4 市で組合を組織し、ごみの共同処理、職員の共同研修の実施、防災センター・総合運動公園・入所型障がい者施設の「常総ふれあいの杜」、健康増進宿泊施設である「いこいの郷」の管理・運営などを行っております。負担金については、それぞれの業務における負担割合に応じた負担をしており、共同化によって効率化を図ることができました。

政策推進部所管の説明は以上となります。

○財政部長（田中英樹君） 続いて、財政部所管でございます。報告書 35、36 ページを御覧ください。ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費、29 億 8,163 万 1,400 円は、ふるさと取手応援基金への寄附金の積立てとインターネット上での寄附金受付やクレジットカードでの決済、返礼品の代金及び送付等に係る委託料が主な内容となっております。令和 6 年度の寄附の件数は 10 万 5,288 件で、寄附金額は 19 億 4,254 万 6,600 円となっております。令和 5 年度と比較すると、件数で 1 万 9,905 件の増、寄附金額が 4 億 1,288 万 6,298 円の増となりました。寄附金額が増えた要因としましては、歳入で御説明したとおりとなりますので、説明は省略いたします。

財政部所管は以上です。

○消防長（岡田直紀君） 続きまして、消防本部、岡田から、消防本部所管について、決算報告書 54 ページ下段、令和 6 年 12 月 31 日石岡市産業廃棄物置場火災に伴う応援経費の歳出決算について、ご説明申し上げます。経費の 6 万 4,810 円は、石岡市で発生した産業廃棄物置場火災に際しまして、茨城県広域消防相互応援協定に基づき石岡市消防本部から応援の求めがありましたことから、重機搬送車に重機を乗せ、当本部職員の災害重機機動隊員 3 名を派遣し、消火のための支援活動に当たらせてことにより必要となりました人件費でございます。

続きまして、55 ページ上段、令和 7 年 2 月 26 日岩手県大船渡市大規模火災に伴う被災地応援経費の歳出決算について、ご説明申し上げます。経費の 195 万 3,329 円は、岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災に際しまして、緊急消防援助隊茨城県大隊として、総務省消防庁長官から出動の求めがありましたことから、2 月 27 日から 3 月 10 日までの 12 日間、水槽付消防ポンプ自動車 1 台と消防職員 5 名 1 組を現地で入替えを行いながら、4 組、延べ 20 名を派遣し消火活動に当たらせてこととなりました人件費、消耗品費、燃料費、食糧費でございます。

消防本部所管の説明は以上です。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 健康福祉部、彦坂です。それでは、3款、民生費のうち、健康福祉部所管の主な事業についてご説明申し上げます。初めに、決算報告書66ページを御覧ください。社会福祉協議会助成に要する経費、1億3,306万1,571円です。地域福祉を担う社会福祉協議会に対し、主に本所運営にかかる人件費を補助することによって、健全な事業運営を図り、市民に様々な福祉サービスの提供を図るものです。

次に、68ページをお開きください。健康づくり推進事業に要する経費、219万5,896円です。市民全体の健康づくりを推進するための経費です。主なものは、健康づくり体験イベント委託料及びイベントに係るチラシ・ポスター等の印刷製本費、イベント参加者への記念品作成費です。また、とりかめくんの誕生10周年記念事業として実施いたしましたモザイクアート制作、ポーズの追加作成、発表イベント委託料になります。

次に、68ページをお開きください。ウェルネスプラザ管理運営に要する経費、1億2,571万8,375円です。取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理運営に係る経費です。主なものは、指定管理料及び第3駐車場の土地借上料です。

次に、72ページを御覧ください。低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業に要する経費、12億1,833万3,092円です。物価高騰による負担増を踏まえた低所得者に対する給付金のほか、国の令和6年度税制改正による定額減税を補足する給付金を支給することで、生活・暮らしへの支援を行いました。

次に、74ページを御覧ください。住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金給付事業に要する経費、3億782万8,319円です。物価高騰の影響を受けている低所得者世帯に対して給付金を支給、さらに対象世帯のうち、18歳以下の子どもがいる子育て世帯に対して給付金を加算することで、家計の負担軽減を図りました。

次に、78ページを御覧ください。介護給付費等に関する経費、23億6,361万359円です。昨年と比較いたしますと約2億3,079万円増となっております。主な増の要因は扶助費で、共同生活援助・就労移行支援・就労継続支援のA型・B型を利用する障がい者が増えたことによるものです。

次に、82ページを御覧ください。基幹相談支援センター事業に要する経費、1,692万1,000円です。基幹相談支援センターは、取手市の障がい者等の相談支援の中核的な役割を担う相談窓口として、令和6年度から新たに開設しました。当該業務においては、市が取手市社会福祉協議会に業務を委託して実施しております。この事業により、地域サービス事業所と連携して、障がい者が抱える様々な相談に迅速・丁寧に対応することが可能となり、相談支援体制の強化を図りました。

次に、83ページを御覧ください。緊急通報システム事業に関する経費、1,152万281円です。高齢者の自宅に緊急通報装置や安否センサーを設置し、24時間対応の相談窓口を設置することで、独り暮らし高齢者等の不安を解消し、急病等の緊急事態に迅速・早急な対応を行うことができました。

次に、84ページを御覧ください。高齢者等移動支援事業に関する経費、1,428万2,079円です。市内の移送団体の利用者に、移送団体とタクシーで利用できる助成券を発行する

ことにより、移動が困難な高齢者や障がい者等の外出促進と閉じ籠もり予防が図れました。

次に、93 ページを御覧ください。医療福祉費助成に要する経費、6 億 3,671 万 805 円です。マル福及びぬくもり支援事業の医療費助成となります。

次に、104 ページを御覧ください。障害児通所給付費に要する経費、6 億 8,235 万 425 円です。昨年と比較いたしますと約 1 億 284 万円増額となっております。主な増の要因は、児童発達支援・放課後等デイサービスを利用する障がい児が増えたことによるものです。

次に、114 ページを御覧ください。生活保護に要する経費、24 億 3,011 万 9,951 円です。生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための扶助費でございます。昨年と比較しますと約 9,747 万円の増額となっております。生活保護受給世帯の増加により、生活扶助、住宅扶助、医療扶助などが増額となっております。

以上が、3 款、民生費のうち、健康福祉部所管の主な事業となります。

○こども部長（助川直美君） こども部、助川です。3 款、民生費のうち、こども部所管の主な事業について御説明いたします。決算報告書 96 ページ、こども政策推進に要する経費、181 万円です。子どもや子育てに関わる全ての人が、共にこどもまんなかの理念を共有し、子どもや子育てに優しい社会づくりに向けて、社会全体の意識改革を地方から発信するため、こども家庭庁と連携して「こどもまんなかアクションリレーシンポジウム in とりで」を開催しました。茨城県内初となる取組であり、地域が一体となって子どもや子育て世帯を支える機運を醸成することができました。

次に、97 ページ下段、家庭児童相談室に要する経費、840 万 978 円です。児童を取り巻く環境に様々な課題があり、複雑多様化する相談に対し、児童が健やかに養育されるよう、関係機関と連携しながら個々に応じた支援を行ったものです。

次に、98 ページ、こども計画策定に要する経費、718 万 3,334 円です。子どもや若者、子育て世代が身体的・精神的・社会的に幸福である、ウェルビーイングな生活を送ることができるこどもまんなか社会の実現に向けて、本市のこども施策の総合的な指針となる取手市こども計画を策定しました。

次に、100 ページ、要保護児童対策事業に要する経費、25 万 5,111 円です。こちらは、取手市要保護児童対策地域協議会を構成している児童福祉、保健医療、教育、警察・司法等の関係機関にて、常に連携を図りながら対応することで、要保護児童等の早期発見や早期支援等、児童の保護を行ったものです。

次に、101 ページ、児童発達支援システムに関する経費、300 万 6,186 円です。発達に支援が必要な児童とその保護者を支えるため、乳幼児健診や保育、相談機関、教育委員会等それぞれの役割による、早期発見から発達支援、保育、就学へつながる一貫した地域支援体制を整えるとともに、各機関の発達支援専門機能の充実を図ったものです。

次に、102 ページ、児童手当支給に要する経費、13 億 8,438 万円です。児童を養育している方に手当を支給することで、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図るものです。令和 6 年 10 月分から所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算の額の引上げ及び算定方法の見直

しを行う制度拡充が実施されたことにより、令和6年度は前年度と比較して1億5,608万円の増額となっております。

次に、106 ページ、民間保育園運営に関する経費、3億2,566万8,346円です。主な増の要因は、めぐみ幼稚園の一部建て替え等によるもので1億3,343万3,386円の増額となっております。

次に、107 ページ、民間保育園等物価高騰負担軽減事業に関する経費、2,141万6,640円と、111 ページ、物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費、699万6,240円についてです。保育施設における食材料費等の物価高騰への対応として、給食材料費への軽減事業を実施することにより、保護者の負担軽減を図るとともに、安定した給食運営を行いました。

以上で、3款、民生費のうち、こども部所管の主な事業についての説明を終わります。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 健康福祉部、彦坂です。続きまして、4款、衛生費における健康福祉部所管について、主な事業を御説明いたします。決算報告書119ページをお開きください。取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費、4,377万157円です。取手北相馬休日夜間緊急診療所の運営は、取手市・守谷市・利根町・つくばみらい市の3市1町で取手市医師会に委託していますが、令和6年度における患者数については、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ診療の検査体制を、事前予約制ではなく通常対応としたことなどで、令和5年度と比べると診療件数が増加いたしました。特に年末年始の大型連休に患者が集中したことで、受診件数が伸びたものと考えております。

次に、120 ページを御覧ください。公的病院等運営費補助金、1億2,159万1,000円です。市内の公的病院であるJAとりで総合医療センター及び取手北相馬保健医療センター医師会病院に対して、年間の運営費を補助するものです。令和6年度は特別交付税に関する省令に基づく単価の変更はなかったものの、JAとりで総合医療センターに対する県の救急告示医療機関運営費補助金が微増となったことから、令和5年度と比べると運営費補助金は微減となっています。

次に、121 ページを御覧ください。予防接種に要する経費、2億7,006万8,775円です。感染症の発生及び流行を防ぐため各種予防接種を実施していますが、令和5年度と比較すると子宮頸がんワクチンの接種者数が大きく増加しております。要因としては、国による定期接種の推進が図られたこと及び積極的な勧奨としてキャッチアップ接種が実施されたことで、過去に接種できなかった方々に対して新たに接種する機会が設けられたことが挙げられます。特にキャッチアップ接種は、令和4年度から令和6年度までの3年間を接種期間としていたため、令和6年度は駆け込みでの接種者が増加したと考えます。また、国はワクチンの大幅な需要増により、3年間の間に受けられなかった方が多数いる状況を踏まえ、令和7年3月までに1回でも接種できている方については、令和8年3月まで助成期間を延長したことも接種者が増加した要因と考えられます。

次に、122 ページを御覧ください。新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費、1億521万9,761円です。新型コロナウイルスワクチン接種は、特例臨時接種として令和3年度から開始しましたが、令和5年度で特例臨時接種が終了となり、令和6年度からはB

類疾病定期接種に位置づけられたことが起因となり、令和5年度と比べると接種者は大きく減少しています。その理由として、B類疾病の定期予防接種は個人予防を重点とした個人の判断による予防接種であり、集団予防に重点を置くA類疾病に比べて接種の義務性が低いことから、市民の間で接種の必要性が減少したものと考えられます。これらのことから、新型コロナウイルスワクチン接種者は減少傾向にあるものと推察できますが、市としては引き続き新型コロナウイルス感染症の予防効果や接種の重要性を鑑み、接種費用の一部を助成し、接種者の負担軽減を図っていきたいと考えます。

次に、124 ページを御覧ください。乳幼児健診に要する経費、1,467 万 9,560 円です。乳幼児健診の重要性を広く周知するため、地域の保育所や幼稚園、子育て支援センターなどを通じて情報発信を行い、さらに健診未受診者に対する受診勧奨を強化し、保護者に健診の重要性を理解していただくよう努めた結果、令和6年度の受診率は99.7%となり、令和5年度より0.9ポイント上昇いたしました。また、育児相談では保護者の方々が直面する様々な悩みや疑問に対応するため、専門の相談員が電話や対面での個別相談を行い、育児に関する不安を軽減し、子育てを支える環境づくりに努めております。

次に、126 ページを御覧ください。母子保健に要する経費、8,777 万 4,948 円です。令和6年度は地域の母子の健康を支えるための新たな取組として、母子健康手帳アプリ「母子モ」を導入したことにより、令和5年度と比べ決算額は増額となっています。この「母子モ」の導入により、乳幼児健康診査及び伴走型相談支援における面談業務のデジタル化を実現したほか、妊娠中の健診結果や子どもの健診記録などの管理が容易になり、母子が必要とするサービスを受けるためのデジタル窓口として機能しています。

次に、128 ページを御覧ください。妊産婦・子育て女性の健康づくり事業に要する経費、416 万 8,487 円です。ママのからだと心のケア教室は、令和4年8月より事業を開始し、産前産後の女性のための健康教室を対面教室とオンライン教室で実施することで、不定愁訴やメンタルヘルス、体力の低下などの健康課題の解決を図るため、専門家による運動・講座・相談・交流を目的に運動教室を実施いたしました。

次に、129 ページを御覧ください。出産・子育て応援相談に要する経費、5,487 万 8,442 円です。全ての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまでを一貫して相談できる体制を構築し、ニーズに即した伴走型相談支援の充実と経済的支援を一体的に実施することを目的とした出産・子育て応援給付金を支給しています。この出産・子育て応援給付金には、妊娠届出後に妊婦1人当たり5万円を給付する出産応援給付金と、乳児家庭全戸訪問後に新生児1人当たり5万円を給付する子育て応援給付金の2本立てで実施しています。

次に、130 ページを御覧ください。生活習慣病対策検診に要する経費、4,998 万 9,563 円です。がん検診の受診者数は、令和5年度と比較すると増加しています。増加した要因としては、子宮頸がん検診・乳がん検診・骨粗しょう症検診について、ウェブ予約制を導入し受診環境の整備を図ったこと、また令和6年度より民間企業と連携し、子宮頸がん検診・乳がん検診の未受診者対策を強化したこと、さらには骨粗しょう症検診の対象年齢に個別通知を行い、がん検診の受診勧奨に努めた成果と捉えています。特に若年層の受診率

向上に向けて、土日開催や託児付検診日を増設したことも、受診への契機につながったと考えます。

以上、健康福祉部所管の主な事業の御説明となります。

○まちづくり振興部長（森川和典君） まちづくり振興部、森川です。続きまして、4款、衛生費のまちづくり振興部所管について、ご説明申し上げます。決算報告書は136ページからになります。主な歳出内容を御説明いたします。決算報告書137ページの取手市外2市火葬場組合負担金、4,463万1,000円です。同組合の運営に要する経費から、使用料及び手数料、繰越金収入を除いた分を構成市が負担金として支出したものです。なお、前年度比308万9,000円の増は、やすらぎ苑の管理運営に要する施設修繕費等の負担額の増によるものです。

次に、決算報告書138ページ、地球温暖化対策の推進に要する経費、849万9,292円です。次世代を担う子どもたちの環境に対する意識向上を目的とした探求型環境教育や、みなかみ町での環境学習を実施いたしました。また、市民に対し地球温暖化防止対策への意識の高揚を図るため、講演会や講座の開催、再生可能エネルギー設備設置補助金です。

次に、決算報告書139ページの取手駅東西口喫煙所管理に要する経費、253万3,048円です。取手駅東西口コンテナ型喫煙所の運用を実施し、健康増進法に定める望まない受動喫煙の防止を図りました。なお、前年比979万8,033円の減は、令和5年度に設置した取手駅東口コンテナ型喫煙所の施設整備工事費等の減によるものです。

次に、決算報告書141ページ、放射能対策に要する経費、682万8,800円です。市内小中学校等の公共施設185施設の放射能除染実施後のモニタリング調査を実施した委託料になります。

次に、決算報告書142ページ、じん芥収集に要する経費、4億748万3,789円です。主に家庭等から排出されるごみの収集運搬委託業務となります。前年度比1,518万8,992円増の主な理由は、人件費及び燃料高騰による委託料の増によるものです。

次に、決算報告書143ページのごみ減量推進に要する経費、610万3,984円です。令和5年8月から令和6年7月にかけて家庭ごみ排出量実態調査を実施し、データの収集、分析を行い、今後のごみ減量、リサイクル率向上の施策に活用する経費となります。また、家庭用生ごみ処理機等購入補助金及び資源回収助成金を実施し、令和6年度は、生ごみ処理機等購入補助金114基、資源回収助成金を52団体に交付しております。

次に、決算報告書145ページ、龍ヶ崎地方衛生組合負担金、1億732万5,000円です。市内から排出される、し尿及び浄化槽汚泥の処分費用等に対する負担金となります。なお、前年度比1,374万9,000円増の主な理由は、将来的に施設建て替えのための施設整備基金負担金等の増によるものです。

衛生費は以上となります。

引き続き、農林水産業費につきましては、初めに農業委員会から御説明いたします。

○農業委員会事務局長（浜野彰久君） 農業委員会事務局、浜野です。続きまして、5款、農林水産業費、1項、農業費について御説明いたします。決算報告書は146ページからになります。機構集積支援事業に要する経費、126万8,764円につきましては、県補助金に

よる事業で、農業委員及び農地利用最適化推進委員が毎年実施しております農地パトロールによる農地利用状況調査の整理及び集計に関する会計年度任用職員1名分の報酬と、現地調査用の地図情報タブレット端末の利用料が主な支出でございます。

以上で、農業委員会所管分を終わります。

○まちづくり振興部長（森川和典君） 引き続き、農林水産業費、農政課所管について御説明いたします。決算報告書146ページ中段からになります。農業振興に要する経費、2,034万8,688円は、認定農業者の農地の集積や、環境に優しい農業などを実施した農業者へ交付する認定農業者支援事業補助金及び農業公社への補助金になります。また、県の儲かる産地支援事業補助金を活用して、ハウスを整備してメロンを栽培する農業者に対して補助金を交付いたしました。

次に、決算報告書147ページ下段の水田農業構造改革対策に要する経費、8,429万3,125円は、米農家の経営安定を図るため、需給バランス改善の施策として、水田農業転作作物等の推進に係る各種補助金及び事業費補助金を米の生産数量目標達成者に対して交付をしております。

次に、決算報告書148ページ中段からの土地改良事業に要する経費、5,224万9,427円は、主に岡堰、福岡堰、守谷土地改良区の用排水路や排水機場の改修などの土地改良事業に要する負担金、及び地域共同で実施する農地や水路、農道などの保全管理活動を支援する多面的機能支払交付金になります。

農林水産業費は以上です。

続きまして、6款、商工費について御説明をいたします。決算報告書151ページからになります。151ページ、商工業振興助成に関する経費、2,436万5,589円です。主に商工会や市内商店会への補助金になっております。

次に、決算報告書152ページ、買い物弱者支援事業に関する経費、200万円は、買物が困難な地域に移動販売車にて生鮮三品等の買物の場を提供する事業者に対し、人件費の一部を補助し、買物環境の維持向上を図りました。販売箇所数は59か所、年間で延べ1万9,872人の方に御利用をいただきました。

次に、決算報告書は153ページ、産業振興に関する経費、188万9,553円です。主に取手市産業活動支援条例に基づく奨励金となります。固定資産税等相当額の2分の1を施設奨励金の対象となる企業1社に交付いたしました。

次に、決算報告書は154ページ、創業支援等事業に関する経費、792万6,300円は、前年度比397万6,930円の増となっております。昨年度と同様に、一般社団法人とりで起業家支援ネットワークと連携し、創業スクールとビジネスプランコンテストを開催したほか、経営者と起業を志す者の交流の拠点づくりや、市全体の創業機運を高めることを目的として、新たに社長塾及び起業セミナーの2事業を実施いたしました。その他、市内で起業をした事業者に対して初期費用を補助する産業振興チャレンジ支援事業補助金、インキュベーションオフィス等を利用して事業活動を行う事業者に対し、一月当たりの利用料金の一部を補助する市民事業活動促進補助金を交付しました。当事業により、市民が新たに事業を開始することを支援し、新たな中小企業者を育成し、市内経済の活性化を図りました。

次に、決算報告書 155 ページの空き店舗活用事業に要する経費、163 万 3,000 円です。市内空き店舗の有効利用を図るため、新規出店する者に対して補助金を交付することにより、買物環境の向上と地域活性化を図るものです。補助金の交付件数は、家賃補助 8 件となっております。

次に、決算報告書は 156 ページ、わくわく取手生活実現事業に要する経費、1,740 万円です。東京圏から市内への移住促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京 23 区に在住または東京圏在住で 23 区に通勤する方が、取手市へ移住し、起業や就業等を行う場合に、茨城県と共同して移住支援金を支給するものです。交付件数は 15 件となっております。

次に、決算報告書 156 ページ、労働対策に関する経費、510 万 1,409 円です。主に取手駅前リボンとりでビル 5 階にある職業相談・職業紹介を行う地域職業相談室の運営に係る経費であり、安定した雇用機会の確保や就職の促進を図るものです。年間の延べ利用者数は 6,721 人となっております。

次に、決算報告書 157 ページ、勤労青少年体育センター管理運営に関する経費、899 万 2,506 円です。勤労青少年等の健康増進・体力向上などを通して地域社会の福祉増進を図るものです。前年度比 815 万 8,062 円増の主な理由は、利用者の利便性向上や確定申告会場等として使用する際の個人情報保護を図るため、カーテンの設置工事を行ったことによるものです。

続きまして、決算報告書 160 ページ、観光事業に関する経費、4,779 万 597 円です。本市観光事業の振興を図るため、主に市観光協会の各事業への補助金となっております。前年度比 843 万 411 円の増の主な理由は、とりで利根川大花火の打ち上げ数を増発し、約 1 万発とすることの補助金額の増によるものです。その他、駅前にぎわいフェスタ、各種の観光イベントへの出展を行い、市民の郷土愛の高揚と取手市を広く PR する取組を実施をいたしました。

以上をもちまして、まちづくり振興部所管の衛生費、農林水産業費及び商工費の決算説明となります。

○建設部長（渡来真一君） 建設部、渡来です。7 款、土木費のうち建設部所管分を御説明いたします。初めに、決算報告書 162 ページ上段です。道路管理に要する経費、3,513 万 4,824 円です。市道延長約 1,000 キロメートルの管理に要した経費となります。主なものは、道路台帳整備や、国土交通省のワンコイン浸水センサー実証実験に伴い、浸水検知システムを構築する業務委託料などです。前年度と比較して約 396 万円減額となった主な理由は、北浦川河川改修に伴う谷中第 5 号橋の架け替え工事が完了し、前年度にて建設負担金が完了したことによるものです。

次に、162 ページ下段から 164 ページ上段です。道路維持補修に要する経費、4 億 8,405 万 9,579 円です。市道延長約 1,000 キロメートルの維持補修に要した経費となります。前年度と比較して約 6,086 万円増額となった主な理由は、道路草刈委託料や樹木伐採委託料、街路樹管理委託料など、それぞれ実施箇所の追加により約 4,704 万円増額となったものです。また、橋梁及び横断歩道橋の長寿命化年次計画や道路長寿命化工事の年度計

画により、令和6年度は工事請負費が約2,219万円増額となったものです。さらに、ネーミングライツ事業により、新町及び戸頭歩道橋の愛称が「FUYOU新町歩道橋」「FUYOU戸頭歩道橋」に決定いたしまして、ネーミングライツ料を財源として、各歩道橋の清掃を実施いたしました。

次に、164 ページ中段です。道路維持に要する経費、1億7,354万7,000円です。ふれあい道路の道路維持事業に要した経費です。令和5年度から事業を開始いたしまして、令和6年度より工事を実施しているため、前年度と比較して約1億5,085万円増額となっております。

次に、165 ページ上段です。道路改良に要する経費、2億3,451万2,307円です。市道6路線の改良事業に要した経費です。前年度と比較して約3,500万円減額となった理由は、事業路線が2路線完了したことによるものです。

次に、165 ページ下段から166 ページ中段です。通学路整備に要する経費、1億3,164万5,083円です。通学路3路線の整備に要した経費です。前年度と比較して約1,956万円減額となった理由は、事業路線が1路線完了したことによるものです。

次に、170 ページ中段から171 ページ上段です。地籍調査事業に要する経費、2,086万1,093円です。主なものとしては、白山Ⅳ本郷Ⅰ地区においては、地籍図原図の作成や地積測定、本郷Ⅱ地区では調査図の作成・地籍測量・現地調査を実施した経費です。前年度と比較して約166万円減額となった主な理由は、委託契約に伴う入札金額などによるものです。

次に、171 ページ中段です。都市計画道路3・4・7号取手東口城根線に要する経費、1,299万1,430円です。前年度と比較して約1,299万円増額となった理由は、土地開発基金の買戻しによるものです。

次に、171 ページ下段から172 ページ上段です。都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線に要する経費、121万円です。前年度と比較して約1,794万円減額となった理由は、工事請負費を翌年度に繰り越したことによるものです。

次に、172 ページ上段です。樋管の維持管理に要する経費、9,915万3,594円です。樋管の維持管理及び老朽化した排水機場の改修工事を実施した経費です。前年度と比較して約8,139万円増額となった主な理由は、添排水機場ポンプ用自家発電機等の改修を実施したことによるものです。

次に、173 ページ上段です。都市排水整備に要する経費、1,654万3,000円です。雨水浸水被害を緩和するために、表にある2つの地区において雨水排水整備及び設計を実施した経費です。前年度と比較して約9,258万円減額となった主な理由は、稲雨水幹線整備工事が令和5年度に終了したことによるものです。

次に、173 ページ下段から174 ページ上段です。取手地方広域下水道組合負担金、16億5,000万円です。企業債の元金償還等に対する負担金や、下水道施設の建設改良費に対する出資金となります。

次に、174 ページ上段です。緑地等管理に要する経費、4,046万4,776円です。市で管理する緑地の維持管理に要した経費です。前年度と比較して約2,546万円増額となった主

な理由は、大山緑地における緑地保全のための擁壁を築造したことによるものです。

次に、175 ページ上段から 176 ページ下段です。公園維持管理に要する経費、2 億 1,068 万 946 円です。緑地・緑道等を含む公園 219 か所の維持管理に要した経費です。主なものとして、都市公園施設長寿命化計画事業、17 公園で遊具を含む公園施設 40 基の更新を行う経費として、5,492 万 3,000 円を支出しています。前年度と比較して約 2,615 万円増額となった主な理由は、人件費増に伴う公園管理委託料や、老朽化した施設の修繕等の対応によるものです。

次に、177 ページ中段です。小堀の渡し運航に要する経費、1,491 万 272 円です。朝 9 時から夕方 4 時まで、1 日 7 便の運航業務委託料が主なものです。

次に、178 ページ中段から 179 ページ上段です。北浦川緑地管理に要する経費、2,409 万 4,018 円です。取手市が指定管理者となり、植栽・芝生の手入れ、清掃、施設の保守点検管理業務に要した経費です。

最後に、179 ページ上段から 180 ページ中段です。市営住宅管理に要する経費、5,228 万 8,099 円です。8 か所の団地 267 戸の管理に要した経費です。前年度と比較して約 1,756 万円増額となった主な理由は、旧住宅用地返還に向けた造成工事を実施したため増額となったものです。

建設部所管の土木費の説明は以上です。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。都市整備部所管についてご説明申し上げます。決算報告書 166 ページを御覧ください。分庁舎の管理に要する経費でございます。支出済額は 753 万 7,565 円です。内訳といたしましては、分庁舎受変電設備改修工事実施設計業務委託料 88 万円、そのほか光熱水費などの経費 665 万 7,565 円でございます。実施設計業務委託料につきましては、設置から 40 年以上経過した分庁舎の受変電設備であるキュービクルについて、早期の改修が必要なことから、改修に係る実施設計を行ったものです。

次に、167 ページ、桑原地区整備推進に要する経費です。支出済額は 344 万 4,620 円です。主な内訳といたしましては、桑原地区土地区画整理事業補助金 330 万円でございます。補助金の内訳といたしましては、桑原地区の開発に係る都市計画決定手続の準備として、都市計画図書の作成や関係機関協議に必要な費用を準備組合に助成したものでございます。

次に、168 ページ、都市交通政策の推進に関する経費でございます。支出済額は 1 億 3,031 万 1,588 円です。コミュニティバスにつきましては、運行経費から運賃収入を差し引いた運行経費補償金、1 億 227 万 8,000 円を運行事業者である関東鉄道と大利根交通自動車の 2 社に支出したものでございます。民間路線バスにつきましては、複数の市にまたがって運行する広域的な路線の維持を図るため、国・県・沿線市と協調して、運行事業負担金 146 万 9,300 円を支出したものでございます。なお、市を運行する広域幹線系統の路線バスは 3 路線ありますが、令和 6 年度は、3 路線のうち 1 路線が一部補助要件を満たさなかったため、2 路線分の支出となっております。あわせて、藤代駅南口から桜が丘地区を結ぶ路線について、運行の継続と住民の日常生活に必要な移動手段の確保を目的に、路線バス継続支援補助金、750 万円を支出いたしました。

次に、169 ページ、小堀地区の地区住民の通勤等に必要な移動手段を確保するため、スクールバス車両を活用したバス運送に対して小堀バス運行委託料、588 万 600 円を支出いたしました。地域公共交通計画の策定につきましては、市の交通状況の現状の整理や問題点の抽出、課題の設定、計画の方向性を定める基礎調査業務として、委託料 1,001 万円を支出いたしました。また、金額内訳に記載したバス停設備整備工事費につきましては、取手市コミュニティバスの乗換え拠点である取手市役所バス停の利用環境改善を目的に、上屋の設置工事費として 242 万円を支出いたしました。

次に、169 ページから 170 ページを御覧ください。木造住宅耐震事業に要する経費です。支出済額は 214 万 4,000 円となっております。耐震診断 13 件の委託料及び耐震補強 1 件の補助金となっております。

次に、180 ページ、定住化促進住宅政策に要する経費です。支出済額は 2,846 万 5,400 円です。子育て世代等の市内定住化を促進し、併せて魅力ある住環境の整備を図ることを目的として、定住化促進住宅補助金 2,805 万 8,000 円を支出したものでございます。

都市整備部所管についての説明は以上でございます。

○消防長（岡田直紀君） 続きまして、消防本部、岡田から、8 款、1 項、消防費、歳出決算について、ご説明申し上げます。初めに、決算報告書 182 ページを御覧ください。消防総務事務に要する経費、2,498 万 3,799 円は、各種災害対応や消防行政事務の円滑な推進を行うための委託料、使用料及び賃借料、負担金などであり、使用料、賃借料として防火衣や A E D のリース料などが主なものでございます。また、備品購入費としては、水難救助資機材やガス検知器、特殊災害用の化学防護服などを整備したことにより、消防装備の充実強化が図られました。

続いて、その下から 183 ページ上段までを御覧ください。消防庁舎の管理運営に要する経費、2,807 万 4,204 円は、櫛木消防署屋外照明設置工事のためで、その工事請負費、また各消防署所を適正に維持管理するための委託料が主なものであります。櫛木消防署屋外照明設置工事により、夜間の屋外訓練の照度が確保されたことで、消防が行う夜間訓練時の安全や消防技術の向上が図られ、24 時間勤務する消防職員の訓練環境の改善が図られ、消防拠点としての機能を確保することができました。

続いて、その下、消防自動車等の維持管理に要する経費を御覧ください。5,756 万 8,257 円は、令和 5 年度から繰越しした事業の取手消防署で管理運営している 35 メートル級はしご車のオーバーホールに係る修繕料 4,180 万円が主なもので、消防自動車の安全基準に基づき、購入から 7 年が経過したはしご自動車をオーバーホールするもので、はしご自動車に搭載されました制御機器や安全装置、はしご本体等のオーバーホールが行われ、機能及び適正な維持管理が図られました。また、そのほかの車両などについても経常的な維持管理が徹底され、消防車両等の出動体制が整いました。

続いて、その下から 184 ページ上段を御覧ください。いばらき消防指令センターに要する経費、3,869 万 9,164 円は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会の負担金や、A V M（車両動態表示システム）の更新事業が主なもので、指令業務の一元化、共有化により、迅速・的確な消防救急業務や関係機関等への情報提供が可能となり、消防対応力の

強化につながりました。増額の理由としましては、負担金額の増とA V M（車両動態表示システム）を令和6年度と令和7年度で更新することの費用で増額となったものでございます。

続いて、その下、救急業務に要する経費を御覧ください。818万3,549円は、救急業務に必要な資機材の点検や修繕、消耗品や医薬材料費などが主なものであり、昨今の救急件数が増加する中でも、救急業務を適正に執行することができました。減額の理由としましては、感染防止衣の購入数の減少と自動体外式除細動器の購入がなかったため減額となったものでございます。なお、救急件数などの詳細については、令和6年版消防年報をホームページに掲載させていただいておりますので御覧ください。

続いて、その下、中段を御覧ください。消防団員に要する経費、4,381万4,303円は、消防団員の報酬をはじめ、消防団員退職報償負担金や福祉共済負担金など、消防団員の福利厚生に必要な経費が主なものでございます。地域で行われる活動や各種災害に出動するための点検や訓練などが実施され、地域に密着した活動がさらに定着いたしました。

続いて、185ページを御覧ください。消防団の運営に関する経費、4,184万1,483円は、消防団車両の備品購入費が主なもので、消防団車両更新計画に基づき、第7分団の消防ポンプ自動車1台を更新いたしました。消防団車両をはじめ、消防団装備の充実強化が図られました。

続いて、その下、中段から186ページ上段を御覧ください。全国消防操法大会に関する経費、267万3,460円は、令和5年度に茨城県消防操法大会で優勝しました第26分団が、茨城県代表として宮城県利府町で行われました第30回全国消防操法大会に出場したことによるもので、訓練に必要な消耗品や備品の購入費、出動報酬、また大会出場に必要な旅費、有料道路使用料など大会に必要な経費であり、第26分団が全国消防操法大会に出場したことで、取手市消防団全体の士気の高揚が図られ、地域への広報効果が得られました。

続いて、消防費最後となります。その下、消防施設の整備に要する経費、1億8,411万5,920円は、取手消防署特別救助隊が運用する救助工作車の更新と、取手市消防本部に初めてとなる災害対応ドローンを導入した備品購入費です。最新の装備、車両により災害対応はもとより、災害対応ドローンの導入により俯瞰的な視点や危険な地域での早期情報収集が可能になるなど、より一層、消防体制の充実強化が図られました。増額の理由としましては、更新車両の違いでございます。

以上で、消防費の決算について説明を終わります。

○教育部長（飯竹永昌君） 教育委員会、飯竹です。第9款、教育費について、教育委員会所管分の主な事業を決算報告書で御説明いたします。なお、説明の都合上、一部の事業については、複数の事業をまとめて御説明させていただきます。そのため、決算報告書のページが前後する場合がありますが御了承ください。初めに、決算報告書187ページ、総務事務に要する経費、295万8,406円です。経常的な支出の事務経費に加え、戸頭小学校における学校徴収金等の不適切な会計処理に伴う未返還金を保護者等に支払うため、支払い手続に係る郵送料等通信運搬費として17万4,620円、また未返還金を返還するまでの期間に係る遅延損害金として、50名分35万4,367円をそれぞれ支出しました。現在も遅

延損害金の示談作業等を進めており、今後も引き続き対応を進めてまいります。

次に、188 ページ、教育情報機器整備に要する経費、2 億 682 万 5,596 円です。小中学校において教職員が使用する校務用パソコンの更新を行い、2,333 万 1,000 円を支出しました。これにより、学校の校務で使用する端末の性能が向上し、業務時間の短縮など利便性が図られ、教職員の事務がより一層効率化されました。

次に、189 ページ、教育振興に要する経費、9,423 万 3,329 円です。前年度決算額と比較して約 2,037 万円の減額となっております。減額の主な要因として、令和 7 年度に中学校全教科の教科書が全面改訂されるため、教科書等の購入を行いました。令和 5 年度においては小学校教科書等の購入を行っており、中学校は小学校に比べ生徒数や学級数が大きく下回り、購入額も低くなることから減額となったものです。また、この経費の中で、働き方改革の一環として、中学校における時間割作成事務の負担軽減のため、時間割作成システムを中学校 6 校に導入し、令和 7 年度分の時間割作成事務から運用を開始しました。

次に、190 ページ、教育相談に要する経費、4,931 万 8,985 円です。教育総合支援センターに、学校連携支援員、学校教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー・スーパーバイザーといった専門員を配置し、各学校の教育相談部会へ出席するほか、教育総合支援センターにおいても面談を実施し、よりきめ細やかな支援を行いました。また、不登校対応支援員を配置し、支援が必要な学校に派遣することで、新たな不登校を未然に防ぐ取組を行いました。そのほかには、子どもたちを育てていく学校づくりを目指していくため、外部からの講師を招き、教職員一斉研修会を開催いたしました。

次に、191 ページ、特色ある新しい学校教育の推進に要する経費、509 万 5,734 円です。小規模特認校である山王小学校において、アーティストと児童の交流事業として、海外にルーツを持ち取手で制作する芸術家が活動パートナーとなって子どもたちと制作を行う「となりのスタジオ」と、身の回りの自然から生み出すものづくりにじっくり向き合うことを試みる「大地からはじまること」を実施しました。

次に、192 ページ、日本語指導員に要する経費、258 万 6,905 円です。前年度決算額と比較して約 110 万円の増額となっておりますが、これは日本語指導員の人数を 1 名増員するとともに、1 名の指導員の勤務日数を増やしたことによるものです。

次に、同ページ下段、青少年健全育成に要する経費、1,123 万 203 円です。主な事業は、特別青少年相談員報酬、青少年相談員謝礼のほか、青少年育成団体に対する助成です。また、令和 5 年度から取手市みんなの補助金制度を活用し、子どもを見守る体制づくり活動を実施する団体の「こども食堂」事業にかかる経費の一部を補助することにより、子どもたちの居場所づくりを支援することができました。

次に、193 ページ、小学校管理に要する経費、3 億 1,316 万 1,011 円です。小学校 6 校でのティーム・ティーチング講師、教育補助員、学校司書の配置にかかる経費のほか、取手小学校・六郷小学校・久賀小学校・桜が丘小学校の 4 校において、老朽化の著しい遊具の更新を行いました。

次に、194 ページ下段、小学校教育設備及び教材費に要する経費、2,764 万 747 円です。児童用教材の整備のほか、全小学校に算数セット及び彫刻等を配置しました。あわせまし

て、201 ページの中学校教育設備及び教材費に要する経費、1,688 万 7,454 円の中で、こちらにおきましても全中学校に彫刻等を配置しました。これらの教材を各学校に配置することで、保護者の負担軽減を図ることができました。

次に、戻りまして 196 ページ、小学校施設整備に要する経費、2,768 万 3,055 円です。前年度決算額と比較して約 2,416 万円の増額となった主な理由としましては、猛暑による児童の熱中症リスクの低減及び避難所開設時の居住環境整備を目的として、小学校体育館空調設備設置工事に伴う実施設計を行ったことによるものです。

その下の小学校建設事業に要する経費、白山小学校、4 億 1,047 万 8,000 円です。長寿命化改良工事の第 3 期工事として、既存校舎の長寿命化改良工事を行うとともに、水道、電気、ガス等のライフラインの更新、トイレなど衛生設備のリニューアルを併せて行いました。また、現在施工しております第 4 期工事の設計単価の見直しを行いました。

次に、197 ページの小学校建設事業に要する経費、高井小学校、4 億 6,926 万円です。校舎の増築工事を行うとともに、給食室や配膳室の改修等を合わせて行い、児童数の増加に対応した教育環境の充実を図りました。

その下の小学校建設事業に要する経費、戸頭小学校、2,574 万円です。戸頭小学校において、校舎及び体育館へのバリアフリートイレの設置や、校舎出入口などの段差解消のためのスロープ設置等を行い、バリアフリー化を図りました。

次に、198 ページ、給食運営に要する経費、3 億 3,638 万 9,825 円です。主に給食調理業務委託のうち人件費相当分が増になったこと、物価高騰に伴い賄い材料費が増となったことにより、約 2,450 万円の増となっております。

また、204 ページ下段の同経費において、中学校分 1 億 8,070 万 6,194 円につきましても、同様の理由により約 1,100 万円の増となっております。

ページ戻りまして、198 ページ下段、物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費、3,106 万 3,318 円です。昨今の物価高騰に伴い、給食で使用する食材についても値上がりが続く中、国の交付金の活用と一部一般財源からの歳出により、給食の質と量を維持しつつ、給食費を値上げしないことで保護者の負担軽減に引き続き取り組みました。

また、205 ページ中段の同経費において、中学校分 1,414 万 1,000 円、232 ページ中段の同経費において、給食センター分 2,163 万 4,785 円につきましても、それぞれ同様の内容を支出いたしました。

ページ戻りまして、202 ページ、中学校部活動指導員配置事業に要する経費、283 万 4,499 円です。市内中学校 6 校に 11 人の専門的技術の高い部活動支援員を配置し、生徒が専門的な技術の指導を受ける機会を確保し、部活動の円滑な運営と生徒の技術力向上につなげることができました。

その下、中学校特別活動助成に要する経費、2,163 万 5,239 円です。前年度決算額と比較して約 294 万円の増額となった主な理由としましては、部活動の大会参加時の生徒が移動に使用するバス借り上げ料金が、令和 5 年度バス料金の見直し等があったことに加え、令和 6 年度は各部活動の成績がよく、県南大会や県大会に出場し、部活動が前年度と比べ多かったことから増額となっております。

次に、203 ページの中学校施設整備に要する経費、1,249 万 1,030 円です。前年度決算額と比較して約 909 万円の増額となっておりますが、先ほど説明しました小学校施設整備に要する経費と同様に、中学校の体育館及び武道場の空調設備設置工事に伴う実施設計を行ったことによるものです。

その下の中学校建設事業に要する経費、永山中学校、1,138 万 5,000 円につきましては、現在施工しております永山中学校の普通教室数を確保するための改修工事等を行う実施設計を行ったことによるものです。

次に、204 ページの中学校建設事業に要する経費、藤代南中学校、1 億 4,393 万 5,000 円です。藤代南中学校において、校舎へのエレベーターやバリアフリースイレの設置、校舎出入口などの段差解消のためのスロープ設置等を行い、バリアフリー化を図りました。

次に、206 ページ、生涯学習推進に要する経費、224 万 6,065 円です。出前講座を提供するとともに、市民大学講座、また市民大学東京大学 E M P 特別講座として講座を実施しました。

次に、208 ページ、コミュニティ・スクール事業に要する経費、511 万 8,522 円です。令和 6 年度は、新たに市内 13 校に学校運営協議会を設置しました。これにより、市内全公立小中学校がコミュニティ・スクールとなりました。あわせて、学校、地域、保護者などを対象に、コミュニティ・スクールの理解を深めるための研修を開催しました。

ページが少し飛びまして、216 ページ、放課後児童対策事業に要する経費、1 億 9,698 万 3,405 円です。主な支出は、市直営クラブにおける放課後児童支援員及び補助員の報酬、1 億 216 万 890 円、取手東・高井・藤代小学校 3 校の放課後子どもクラブ運営業務委託料、7,171 万 6,498 円となります。業務委託により、慢性的な支援員不足の解消と民間事業者が持つノウハウの活用を図ったところです。また、令和 6 年度は、設置から 16 年を経過し各種設備が老朽化している藤代小学校放課後子どもクラブ室において、利用児童の生活環境改善を図るため、室内照明の L E D 化や静養室、トイレ、パーティションの設置等の室内改修工事の実実施設計 263 万 5,000 円【「263 万 5,000 円」を「236 万 5,000 円」に発言訂正】を支出しました。

次に、220 ページ下段、公民館施設整備に要する経費、811 万 5,965 円です。各公民館の附帯設備等の老朽化に伴う故障や破損等で、使用に支障のある設備等の修繕を行い、利用者の利便性の維持・向上を図りました。

次に、221 ページ下段、図書館活動に要する経費、1 億 625 万 2,490 円です。学校図書館と市立図書館とのシステム連携や図書の配送サービス、電子書籍など市民の多様化するニーズに対応する読書環境の整備を図りました。また、ネーミングライツ事業によるふじしろ図書館の愛称が「常陽建設ふじしろ図書館」に決定し、その事業費で A V 機器の更新を行い、利用者の利便性を図ることができました。

次に、226 ページ下段、埋蔵文化財センター活動に要する経費、91 万 8,008 円です。227 ページに記載のとおり、令和 6 年度は市内に残る伝説などをテーマに企画展を 2 回開催し、より多くの方に地域の歴史に触れる機会を提供することができました。

次に、228 ページ、中学校部活動地域移行事業に要する経費、725 万 5,670 円です。主

に地域部活動指導員謝礼 353 万 3,440 円、会計年度任用職員報酬など 265 万 6,632 円となります。令和 5 年度に取手市部活動地域移行推進協議会を設置し、市内中学校の部活動や地域特性に合わせた休日における中学校部活動の段階的な地域移行の推進を図っております。令和 6 年度は、野球 2 クラブ、剣道 2 クラブ、女子バレーボール、空手、柔道の各 1 クラブの 5 種目、計 7 クラブに拡大しモデル事業を行いました。

次に、229 ページ、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費、2 億 5,925 万 8,552 円です。主に取手グリーンスポーツセンターの指定管理料 1 億 3,611 万 2,900 円、下水道接続工事 7,788 万円となります。また、ネーミングライツ事業により、取手グリーンスポーツセンターの愛称が「TAC 取手グリーンスポーツセンター」に決定し、ネーミングライツ料を活用して、老朽化が著しいプール更衣室ロッカーの更新を行い、利用者が快適に使用することができることになりました。

次に、230 ページ、藤代スポーツセンター管理運営に要する経費、5,005 万 5,163 円です。通常の施設管理運営経費のほか、令和 6 年度は自動券売機修繕や火災報知設備修繕、また、ネーミングライツ事業により藤代スポーツセンターの愛称が「FUYOU アリーナ 藤代」に決定し、ネーミングライツ料を活用して、経年劣化が著しい野球場バックネット及び一塁側一部のラバー修繕を行い、利用者の利便性・快適性の向上や安全確保が図られました。

続いて、231 ページ、社会体育施設管理に要する経費、旧取手一中体育施設、326 万 5,422 円です。施設の維持管理のほか、現在、改修工事を実施しております体育館耐震補強・大規模改修工事単価入替業務委託 49 万 5,000 円となります。

次に、その下、給食センター運営に要する経費、1 億 3,057 万 7,151 円です。主に定年退職職員補充分の会計年度任用職員の報酬と、物価高騰に伴い賄い材料費が増となったことにより、約 290 万円増となっております。

次に、232 ページ、給食センター施設整備に要する経費、6,501 万 8,704 円です。各種業務委託のほか、令和 6 年度においては、調理用器具の老朽化により学校給食用備品として真空冷却機 2 台を購入し、安定した学校給食の提供に努めました。

最後に、大変申し訳ありません。1 点訂正をお願いいたします。先ほど私の放課後児童対策事業に関する説明の中で、室内改修工事の実施設計について「263 万 5,000 円」と説明いたしましたが、正しくは「236 万 5,000 円」となっております。訂正をお願いいたします。

教育委員会所管の教育費の説明は以上となります。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 政策推進部、齋藤です。続きまして、政策推進部所管の教育費について御説明いたします。決算報告書 209 ページ、市民芸術活動の推進に要する経費、456 万 2,679 円についてです。市民芸術活動を推進するため、取手美術作家展、取手市民美術展、取手市文化祭、市内高等学校全 7 校による、とりでスクール・アートフェスティバルを開催し、幅広い世代への文化芸術活動の活性化と向上に寄与することができました。

次に、210 ページ、市民会館・福祉会館管理運営に要する経費、1 億 3,600 万 213 円で

す。市民の文化活動拠点である市民会館・福祉会館の管理運営に伴う公益財団法人取手市文化事業団への指定管理委託料と市民会館の舞台装置修繕料、コンサートグランドピアノであるヤマハCFXの購入費となっております。安全安心で使いやすい施設を提供し、市民芸術の振興と住民福祉の向上に寄与することができました。

次に、211 ページ、東京藝術大学との交流に要する経費、666 万 5,117 円です。市内に東京藝術大学がある環境を生かし、東京藝術大学卒業・修了作品展における優秀な美術作品と音楽分野の優秀者への市長賞の授与と、音楽分野市長賞受賞者による記念演奏会、学生が市内小中学校へ出向き美術・音楽指導を行う文化交流、公民館でのコンサート、妊産婦向けコンサートなど特色ある事業を実施し、多様な世代へ芸術鑑賞の機会を提供いたしました。

次に、212 ページ、アートのあるまちづくり推進に要する経費、3,468 万 3,122 円です。取手音楽の日「取手ジャズフェスティバル」では、ゴールデンウィークに 2 日間、アマチュア無料公演を市民会館屋外特設会場で、2 月にはプロ公演を大ホールで開催しました。市内外から多くの方に御来場いただき、音楽あふれるまちづくりを推進し、交流人口を増やすことができました。取手アートプロジェクトにつきましては、人々の日常生活に芸術が溶け込んでいくよう、市内各所で芸術活動を行いました。具体例としては、大空凧プロジェクトや体験プログラムなどの開催となります。JOBANアートライン協議会では、常磐線沿線の 4 市・4 区と JR 東日本で組織し、アートアンブレラ事業のほかに、常磐線沿線の風景をテーマにポストカードアートコンテストを実施し、アートを基調とした常磐線沿線の活性化を図りました。

最後に、214 ページ、アートギャラリーの管理運営に要する経費、1,472 万 5,228 円です。主な支出は、アートギャラリー賃借料の 968 万 5,308 円です。アートギャラリーは、市民が芸術作品を発表し鑑賞するための重要な交流の場として親しまれており、駅からのアクセスもよく、芸術を身近に感じられる空間として多くの人々に利用され、また市内外から多くの方に御来場をいただきました。

私からは以上です。

○建設部長（渡来真一君） 建設部、渡来です。10 款、災害復旧費について御説明いたします。決算報告書 234 ページを御覧ください。道路橋りょう災害復旧に関する経費、6,279 万 6,144 円です。令和 5 年 6 月 2 日に発生した集中豪雨により、3 路線が被災したことから、災害復旧を行うための設計委託料や復旧工事費等となっております。稲及び台宿二丁目につきましては災害復旧が完了いたしました。井野台四丁目につきましては、現在事業を継続中です。

災害復旧費の説明は以上です。

○財政部長（田中英樹君） 財政部、田中です。235 ページ、第 11 款、公債費です。令和 6 年度の地方債元金償還金は、表の中ほどにある元金 B の一番下、40 億 3,471 万 7,924 円です。前年度と比較しますと、1 億 5,007 万 1,511 円の減となっております。

続きまして利子償還金は、先ほどの元金 B の右の列、利子の一番下、1 億 4,542 万 1,971 円です。前年度と比較しますと 529 万 3,709 円の増となっております。また、令和

6 年度末地方債現在高は、表の右下にあるとおり 401 億 4,928 万 6,784 円となり、前年度と比較しますと、18 億 6,317 万 7,924 円の減となっております。さらに、その下の表は、利率ごとの地方債現在高となっておりますので、後ほど御覧ください。

最後に、236 ページ、第 13 款、予備費でございます。主な充用先は、令和 6 年 8 月 16 日台風 7 号、及び令和 6 年 8 月 30 日台風 10 号による応急処理経費、令和 7 年 2 月 26 日岩手県大船渡市大規模火災に伴う被災地応援経費、緊急を要する公共施設等の修繕費などとなっております。

以上が、認定第 1 号、令和 6 年度取手市一般会計決算の認定についての説明となります。

○都市整備部長（浅野和生君） 都市整備部、浅野です。認定第 2 号、令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について、決算書及び決算報告書に基づいてご説明申し上げます。なお、担当課は区画整理課と中心市街地整備課となっております。

初めに、歳入につきまして御説明いたします。決算書 10 ページから 11 ページを御覧ください。1 款、使用料及び手数料、1 項、使用料ですが、こちらは行政財産使用料及び道路使用料です。主な内容といたしましては、取手駅北土地区画整理事業地内における東京電力・NTT・ケーブルテレビの敷地使用料でございます。収入済額につきましては、道路使用料と含めて 1 万 6,107 円となりました。

次に、2 款、国庫支出金、1 項、国庫補助金ですが、収入済額 3 億 2,481 万 7,000 円となりました。内訳としましては、取手駅北土地区画整理事業分として、現年度分の防災安全交付金が 2 億 2,637 万 4,000 円、繰越明許費分が 9,304 万 3,000 円及び地籍整備推進調査費補助金が 540 万円となっております。

次に、3 款、県支出金、1 項、県補助金については、収入済額 3,363 万 7,000 円となっております。内容といたしましては、新市町村づくり支援事業費補助金で、ウェルネスプラザ、歩行者デッキ及びサイクルステーションとりでの整備費に充当した地方債の償還金支払いに対する県補助金でございます。

次に、4 款、繰入金、1 項、他会計繰入金については、収入済額 6 億 6,662 万 6,000 円となりました。内容としましては、事業費及び公債費に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、5 款、1 項、繰越金については、収入済額 3,530 万 9,208 円となりました。内訳としましては、前年度繰越金が 933 万 7,208 円、繰越明許費が 2,597 万 2,000 円となっております。

次に、6 款、諸収入、1 項、雑入については、収入済額 526 万 6,285 円となりました。内容といたしましては、公共下水道の敷設に伴う取手地方広域下水道組合からの負担金が 441 万円、電線共同溝建設負担金が 85 万 6,285 円となっております。

次に、決算書 12 ページから 13 ページを御覧ください。7 款、1 項、市債については、収入済額 3 億 6,340 万円となりました。内訳といたしましては、現年度分の取手駅北土地区画整理事業債が 2 億 2,430 万円、繰越明許費が 1 億 3,910 万円となっております。歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。決算書 16 ページから 17 ページを御

覧ください。款別では、1 款、事業費で 9 億 6,498 万 5,123 円の支出となりました。まず、2 項、総務費、1 億 1,896 万 1,340 円については、一般職人件費及び西口都市整備事業総務管理に要する経費であります。

次に、決算書 18 ページから 19 ページ中段を御覧ください。3 項、事業費、取手駅北土地地区画整理事業に要する経費の決算額、8 億 4,602 万 3,783 円について御説明いたします。まず初めに、令和 6 年度の主な事業内容についてご説明申し上げます。令和 4 年 5 月から、駅前交通広場の供用開始に向けた工事を展開してまいりました。令和 6 年度は、交通広場の道路舗装の整備など仕上げ工事を行い、7 月 30 日に新しい駅前交通広場の供用を開始いたしました。そして、駅前広場に隣接する A 街区では宅地造成工事を行い、10 月 1 日から土地の使用収益を順次開始をいたしまして、11 月 26 日には全ての画地において土地の使用収益が開始されました。また、区画整理事業完了手続である換地処分に向けた出来形確認測量を実施いたしました。

それでは節ごとに、ご説明申し上げます。決算報告書 241 ページの中段を御覧ください。まずは主な委託料といたしまして、電線共同溝電力引込管工事委託 2,301 万 9,700 円です。こちらは、電線共同溝から道路区域内に設ける照明施設や、造成後の各宅地への引込み管路の整備を行ったものです。

次に、取手駅北地区換地計画出来形確認測量業務委託 1,980 万円です。こちらは、区画整理事業の終結に向け、換地計画書の作成のために、事業地内の出来形確認測量を行ったものです。

続きまして、主な工事請負費については、決算報告書 242 ページ上段を御覧ください。まずは 5 社総交公区第 1－8 号駅前交通広場整備工事その 6、1 億 5,845 万円でございます。こちらにつきましては、新しい駅前交通広場の開通に向けた道路照明や安全柵といった道路附属施設の設置工事や舗装工事の完了払い分となります。

次に、6 社総交公区第 1－1 号都計道 3・5・39 号線道路擁壁工事、1 億 3,134 万円ですが、こちらにつきましては、A 街区の使用収益を開始するために、都市計画道路 3・5・39 号線の歩道部に道路擁壁を打設し、A 街区内の宅地造成を行った工事となります。

最後に、6 社総交公区第 1－5 号駅前交通広場整備工事その 7、1 億 4,163 万 6,000 円ですが、こちらは新しい駅前交通広場アトレ取手店側の歩行者シェルターや安全柵といった道路附属施設の設置工事、そして、道路標識などの安全施設、さらには都市計画道路 3・4・37 号線の道路整備を行った工事となります。

続きまして、決算報告書の 241 ページの中段を御覧ください。最後に、補償、補てん及び賠償金、8,991 万 545 円の主な内容につきましては、中断移転補償費及び交通広場内に埋設されているガス管の移設補償、道路内に埋設されている各種ライフラインの蓋高調整の補償となっております。

次に、決算書 20 ページから 21 ページ下段を御覧ください。2 款、1 項、公債費ですが、支出済額、4 億 4,514 万 3,887 円となりました。内訳としましては、決算書 23 ページにありますとおり、地方債元金償還金 4 億 924 万 6,402 円、地方債利子償還金 3,589 万 7,485 円となりました。歳出につきましては以上でございます。

次に、決算書 26 ページを御覧ください。実質収支に関する調書について読み上げさせていただきます。歳入総額 14 億 2,907 万 2,000 円、歳出総額 14 億 1,012 万 9,000 円、歳入歳出差引額 1,894 万 3,000 円、また翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額 1,161 万 8,000 円となり、実質収支額は 732 万 5,000 円となりました。

認定第 2 号、令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定についての説明は以上となります。

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 健康福祉部、彦坂です。それでは私のほうから、認定第 3 号、令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、ご説明申し上げます。初めに、取手市国民健康保険の加入状況につきまして御報告いたします。令和 6 年度末の取手市国民健康保険の加入者数は 2 万 273 人で、市の総人口に占める割合は 19.2%、また加入世帯数については 1 万 4,555 世帯で、市の総世帯の 27.9%となっております。次に対前年度比ですが、被保険者数につきましては、令和 5 年度末と比較しまして 1,252 人の減、また世帯数は 650 世帯の減となっております。

それでは、決算状況について決算書を中心に御説明いたします。決算報告書は参考にいただければと思います。決算書 28 ページから 31 ページを御覧ください。令和 6 年度の国民健康保険事業特別会計決算の概要ですが、収入済額の合計が対前年度 6,496 万 7,284 円減の 112 億 8,163 万 4,230 円に対し、支出済額合計は対前年度比 4 億 4,408 万 3,659 円増の 107 億 2,067 万 3,365 円となり、歳入歳出差引額 5 億 6,096 万 865 円となりました。

次に、歳入の主な内容をご説明申し上げます。35 ページを御覧ください。1 款、国民健康保険税です。一般・退職被保険者合わせまして、収入済額 16 億 6,758 万 9,441 円を収入し、歳入総額の 14.8%を占めております。前年度と比較して 5,651 万 755 円の減となりました。年齢到達による後期高齢者医療保険移行や社会保険加入要件拡充による被保険者数の減少などによるものです。

次に、37 ページ下段を御覧ください。4 款、県支出金になります。収入済額 69 億 6,168 万 9,699 円となり、収入総額の 61.7%を占めています。内訳としましては、1 項、県補助金、保険給付費等交付金、療養給付費等に充てられる普通交付金が 66 億 2,100 万 2,599 円、保険者努力支援分や特定健診等負担金などの特別交付金が 3 億 3,880 万 6,100 円となります。

次に、39 ページ中段を御覧ください。6 款、繰入金は収入済額 15 億 1,107 万 9,963 円となっております。内訳としましては、1 項、他会計繰入金、一般会計繰入金として保険基盤安定繰入金、職員人件費や事務費繰入金、出産育児一時金繰入金などが 5 億 7,152 万 2,963 円、その下の 2 項、基金繰入金、国保財政調整基金繰入金として 9 億 3,955 万 7,000 円となっております。

次に、7 款、繰越金です。令和 5 年度の歳入超過分として 10 億 7,001 万 1,808 円の繰越額となっております。

続いて、8 款、諸収入ですが、延滞金、雑入合わせまして、6,136 万 2,444 円を収入しました。令和 5 年度と比較すると 1,565 万 5,628 円の減収となっております。減収の主な要

因といたしましては、延滞金の収入減少が挙げられ、これは未納税に対する延滞金加算前の速やかな徴収事務の実現によるものです。

続きまして、歳出の主な内容をご説明申し上げます。49 ページを御覧ください。医療費適正化特別対策に要する経費、799 万 2,845 円を支出しました。資格点検事務、医療費適正化事務に関する会計年度任用職員の報酬並びに医療費通知などの郵送料及び国保連合会において実施されるレセプト内容の点検業務手数料などの経費となっております。

次に、55 ページ、2 款、保険給付費を御覧ください。保険給付費ですが、66 億 5,959 万 3,458 円を支出し、歳出総額の 62.1%を占めております。医療機関等に支払う各保険給付費及び出産育児一時金や葬祭費となります。

次に、61 ページ下段を御覧ください。3 款、国民健康保険事業費納付金です。24 億 9,266 万 4,411 円を支出しております。歳出総額の 23.3%を占めています。

次に、63 ページ、4 款の保健事業費です。1 億 7,472 万 6,119 円を支出しました。主な内容は、特定健康診査等に要する経費、人間ドック健診費用の助成や各種がん検診委託料など、疾病の予防に要する経費となっております。

次に、67 ページ中段、5 款、基金積立金です。基金設置条例の規定に基づき、11 億 2,627 万 9,967 円を基金へ積み立てたものです。説明は以上となります。

続きまして、認定第 4 号、令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、ご説明申し上げます。最初に、取手市後期高齢者医療の加入状況につきまして御報告いたします。令和 6 年度末の加入者数は 2 万 2,459 人となっており、前年度比 737 人の増となっております。

それでは、決算内容について御説明いたします。決算書 76 ページから 79 ページを御覧ください。令和 6 年度の後期高齢者医療特別会計決算の概要です。収入済額が対前年度比 3 億 4,196 万 5,126 円増の 39 億 1,297 万 1,081 円に対し、支出済額は対前年度比 3 億 3,126 万 6,797 円増の 38 億 8,793 万 8,814 円となり、歳入歳出差引額は 2,503 万 2,267 円となりました。

それでは、歳入の主な内容をご説明申し上げます。83 ページを御覧ください。1 款、後期高齢者医療保険料は特別徴収保険料と普通徴収保険料の合計で、19 億 4,297 万 4,200 円を収入し、歳入総額の 49.7%を占めております。また、前年度と比較し 2 億 6,169 万 2,600 円の増となっております。増の要因は、被保険者数の増加と、令和 6 年度に実施された後期高齢者医療保険料の料率改定によるものです。

次に、その下、3 款、繰入金です。一般会計繰入金として医療給付費負担金や職員人件費を含めた事務費、健康診査事業費などにかかる費用、19 億 5,184 万 2,000 円を収入し、歳入総額に対して 49.9%を占めております。

続きまして、歳出の主な内容をご説明申し上げます。89 ページ下段を御覧ください。1 款、総務費として、後期高齢者医療事務に要する経費、1 億 6,278 万 2,626 円を支出しています。健診事業及び電算委託料、茨城県後期高齢者医療広域連合への負担金や、人間ドック健診の助成金などにかかる費用です。

続きまして、93 ページ中段を御覧ください。2 款、後期高齢者医療広域連合納付金と

して、36 億 5,559 万 8,656 円を支出しています。後期高齢者医療広域連合へ納める保険料納付金、医療給付費納付金です。歳出総額の 94.0%を占めております。説明は以上となります。

引き続き、認定第 5 号、令和 6 年度取手市介護保険特別会計決算の認定について、ご説明申し上げます。初めに、取手市の介護保険の状況について御報告いたします。令和 6 年度末には 5,991 人の方が要介護・要支援の認定を受けており、前年度比 271 人の増となっております。

それでは、決算内容について御説明いたします。決算書 100 ページから 103 ページを御覧ください。令和 6 年度の介護保険特別会計決算の概要です。収入済額が対前年度比 4 億 3,222 万 4,539 円増の 96 億 2,800 万 4,566 円に對しまして、支出済額は対前年度比 3 億 4,517 万 6,882 円増の 93 億 6,583 万 969 円となり、歳入歳出差引額は 2 億 6,217 万 3,597 円となりました。

歳入の主な内容を申し上げます。106 ページ及び 107 ページを御覧ください。1 款、介護保険料ですが、特別徴収保険料と普通徴収保険料の合計で、21 億 5,139 万 8,883 円を収入し、歳入総額の 22.4%を占めております。3 款、国庫支出金ですが、19 億 3,321 万 9,408 円を収入し、歳入総額の 20.1%を占めております。

次に、108 ページ及び 109 ページを御覧ください。一番下段になります。4 款、支払基金交付金、こちらは 40 歳から 64 歳までの介護保険料です。24 億 1,785 万 7,492 円を収入し、歳入総額の 25.1%を占めております。

次に、110 ページ及び 111 ページを御覧ください。5 款、県支出金です。13 億 2,002 万 8,324 円を収入し、歳入総額の 13.7%を占めております。同じページ一番下段にあります、7 款、繰入金です。これは一般会計繰入金と基金繰入金ですが、16 億 2,557 万 9,250 円を収入し、歳入総額の 16.9%を占めております。基金繰入金については、介護給付費準備基金に繰り入れられ、これにより同基金の決算年度末現在高は 7 億 4,790 万 5,406 円となりました。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。まず、2 款、保険給付費について御説明いたします。127 ページを御覧ください。下段にあります、居宅介護サービス給付費に要する経費、33 億 4,686 万 2,337 円です。こちらは要介護 1 から 5 の方が通所介護サービスや訪問介護サービスなどを利用した給付費となります。

131 ページを御覧ください。ページ中段の介護予防サービス給付費に要する経費、1 億 5,218 万 4,834 円です。要支援 1 から 2 の方が通所介護サービスや訪問介護サービスなどを利用した給付費となります。

次に、3 款、地域支援事業費について御説明いたします。141 ページを御覧ください。地域介護予防活動支援事業に要する経費、1,065 万 2,181 円です。主な内容は、地域の介護予防活動団体への補助金、介護予防拠点施設の事業運営費分の指定管理料となっております。

続いて、143 ページを御覧ください。地域包括支援センターに要する経費、1 億 4,354 万 6,298 円です。地域包括支援センターを市内 5 か所の社会福祉法人に委託し、地域の高

齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉の向上を図りました。

最後に、5款、諸支出金について御説明いたします。153ページを御覧ください。下段にあります、国庫金等返還金、5,290万4,129円です。令和5年度の介護保険給付費の確定に伴い、国・県・支払基金などへ返還したものです。

続いて、155ページを御覧ください。介護保険一般会計繰出金です。3,872万6,528円です。国庫金等返還金と同様に、令和5年度の介護保険給付費確定に伴い、市の一般会計に繰出ししたものです。

以上で私からの説明は終わります。

〇まちづくり振興部長（森川和典君） まちづくり振興部の森川です。それでは、認定第6号、令和6年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について、ご説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、競輪事業特別会計歳入歳出決算書を用い、歳入から歳出の順でご説明申し上げます。また、参考としまして、決算報告書は299ページから302ページとなります。

決算書160ページから161ページを御参照ください。歳入決算ですが、歳入の合計といたしまして、収入済額23億9,364万6,260円で、前年度比5億2,047万6,760円、27.8%の増となっております。増額となった要因といたしましては、毎年の市営競輪は1回次前後節の開催であることから、開催日程による影響が大きく、令和6年度は正月三が日に市営競輪通常開催を実施できたことなどにより、車券売上が前年度に比べ好調であったことによるものです。

決算書166ページから169ページを御参照ください。まず1款、入場料収入は、特別観覧席入場料としまして収入済額171万500円となります。次に、2款、車券販売収入は、通常開催車券販売収入としまして収入済額22億1,517万3,800円で、前年度比5億1,615万円、30.4%の増となりました。次に、5款、繰越金は、令和5年度からの繰越金としまして収入済額5,644万2,349円になります。次に、6款、諸収入は、収入済額1億2,005万437円となり、主なものとしましては場外車券販売事務受託収入で、1億1,812万8,547円となります。

ページを戻りまして、決算書162ページから163ページを御参照ください。歳出決算ですが、歳出の合計としまして支出済額23億3,072万2,507円で、前年度比5億1,399万5,356円、28.3%の増となっております。増額となった要因といたしましては、歳入決算と同様に、令和6年度は正月三が日に市営競輪通常開催を実施できたことなどによって車券売上げが増となり、これに連動して車券売上げの75%に当たる的中車券払戻金が増となったことなどによるものです。

決算書172ページから173ページを御参照ください。まず1款、競輪事業費となります。1項、総務費、競輪事務に要する経費は、支出済額172万6,099円となり、主なものとしましては、競輪施行者協議会への負担金や会費としまして97万2,000円となっております。

決算書174ページから177ページを御参照ください。次に、2項、事業費となります。通常競輪事業に要する経費が支出済額21億334万509円となります。主なものとしまし

て、選手賞典費で7,324万8,000円、場外車券販売開催委託料で2億4,706万2,514円、的中車券払戻金として16億5,943万5,240円となっております。

決算書176ページから179ページを御参照ください。場外車券販売競輪事業に要する経費が、支出済額1億1,565万5,899円となります。主なものとしまして、会計年度任用職員報酬で3,280万3,034円、統制業務管理委託料で2,469万3,685円、施設借上料で2,069万2,729円となっております。

決算書178ページから179ページを御参照ください。次に、3款、諸支出金となります。1項、諸支出金、競輪事業繰出金となりますが、一般会計への繰出金としまして、支出済額1億1,000万円で前年度比5,000万円、83.3%の増となりました。

最後に、実質収支となりますが、決算書184ページの実質収支に関する調書を御参照ください。歳入総額、23億9,364万6,000円、歳出総額、23億3,072万3,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに、6,292万3,000円となっております。

競輪事業特別会計決算の説明は以上となります。

○取手地方公平委員会事務局長（鈴木正美君） 公平委員会事務局の鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、認定第7号、令和6年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定についてを説明させていただきます。

まず、歳入から説明いたします。決算報告書は305ページを参照願います。令和6年度の歳入決算額は、関係団体7団体からの負担金29万4,000円と繰越金47万4,947円を合わせまして、76万8,947円でございます。

次に、歳出でございますが、決算報告書は306ページになります。初めに、公平委員会事務に要する経費です。総額で15万5,789円の支出で執行率は63.85%、前年度と比較すると6,406円の増でございます。主な支出は、需用費3万8,451円と負担金11万1,380円でございます。支出が増となった主な要因は、全国公平委員会連合会負担金の減額割合に変更が生じ負担金が増額となったこと、及び茨城県公平委員会連合会負担金が令和5年度は徴収がなかったものが令和6年度は徴収されたことによるものです。

次に、公平委員報酬等に要する経費です。支出済額が26万900円で執行率は62.72%、前年度と比較すると3万5,240円の減でございます。支出内容は、公平委員3名の報酬22万5,000円と費用弁償3万5,900円でございます。支出が減となった要因は、全国公平委員会連合会関東支部の総会等が輪番制で開催されるため、開催地が変更となったことにより費用弁償の額が減額になったことによるものです。歳出の総額は41万6,689円で、歳入歳出差引額は35万2,258円となりました。

以上で、認定第7号、令和6年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定についての説明とさせていただきます。

○総務部長（吉田文彦君） 総務部、吉田です。以上をもちまして、令和7年第3回取手市議会定例会に送付させていただきました議案のオンライン説明を終了させていただきます。各議案につきましてご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。